

## 原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況

令和5年7月5日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況について報告するものである。

### 2. 申請状況及び設置変更許可等の処分の状況

- (1) 本体施設の設置変更許可申請等は、これまでに16発電所27プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙1のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請等は、これまでに12発電所19プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙2のとおり。
- (3) 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置変更許可申請等は、これまでに12発電所19プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙3のとおり。

### 3. 審査進捗状況表

- (1) 本体施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊1のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊2のとおり。

以上

## [資料一覧]

- 別紙 1 新規制基準適合性に関する申請及び処分の状況
- 別紙 2 特定重大事故等対処施設に係る申請及び処分の状況
- 別紙 3 所内常設直流電源設備（3系統目）に係る申請及び処分の状況
- 別冊 1 審査進捗状況表（本体施設）
- 別冊 2 審査進捗状況表（特定重大事故等対処施設）
- 参考資料 1 新規制基準適合性審査における主な審査状況（設置変更許可）
- 参考資料 2 設置変更許可申請以外の審査における主な課題と審査状況
- 参考資料 3 特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間
- 参考資料 4 標準応答スペクトルの取り入れに係る審査状況
- 参考資料 5 その他の審査案件

## 新規制基準適合性に係る申請及び処分の状況

令和5年7月4日現在

申請者	対象発電炉(号炉)	炉型	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
北海道電力	泊発電所 (1・2号炉)	PWR	平成25年7月8日		平成25年7月8日		平成25年7月8日		
北海道電力	泊発電所 (3号炉)	PWR	平成25年7月8日		平成25年7月8日		平成25年7月8日		
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	PWR	平成25年7月8日	平成29年5月24日	平成25年7月8日	平成29年8月25日	平成25年7月8日	平成29年9月1日	3号炉： 平成30年4月10日 4号炉： 平成30年6月5日
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	PWR	平成25年7月8日	平成27年2月12日	平成25年7月8日	3号炉： 平成27年8月4日 4号炉： 平成27年10月9日	平成25年7月8日	平成27年10月9日	3号炉： 平成28年2月26日 4号炉： 平成29年6月16日
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	PWR	平成25年7月8日	平成27年7月15日	平成25年7月8日	平成28年3月23日	平成25年7月8日	平成28年4月19日	平成28年9月7日
九州電力	川内原子力発電所 (1・2号炉)	PWR	平成25年7月8日	平成26年9月10日	平成25年7月8日	1号炉： 平成27年3月18日 2号炉： 平成27年5月22日	平成25年7月8日	平成27年5月27日	1号炉 平成27年9月10日 2号炉： 平成27年11月17日
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	PWR	平成25年7月12日	平成29年1月18日	平成25年7月12日	3号炉： 平成29年8月25日 4号炉： 平成29年9月14日	平成25年7月12日	平成29年9月14日	3号炉： 平成30年5月16日 4号炉： 平成30年7月19日
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所 (6・7号炉)	BWR	平成25年9月27日	平成29年12月27日	平成25年9月27日	7号炉 <sup>※1</sup> ： 令和2年10月14日	7号炉 <sup>※1</sup> ： 平成25年9月27日	7号炉 <sup>※1</sup> ： 令和2年10月30日	
中国電力	島根原子力発電所 (2号炉)	BWR	平成25年12月25日	令和3年9月15日	平成25年12月25日		平成25年12月25日		
東北電力	女川原子力発電所 (2号炉)	BWR	平成25年12月27日	令和2年2月26日	平成25年12月27日	令和3年12月23日	平成25年12月27日	令和5年2月15日	
中部電力	浜岡原子力発電所 (4号炉)	BWR	平成26年2月14日 平成27年1月26日 <sup>※2</sup>		平成26年2月14日		平成26年2月14日		
日本原子力発電	東海第二発電所 <sup>※3</sup>	BWR	平成26年5月20日	平成30年9月26日	平成26年5月20日 <sup>※4</sup>	平成30年10月18日	平成26年5月20日		
東北電力	東通原子力発電所 (1号炉)	BWR	平成26年6月10日		平成26年6月10日		平成26年6月10日		

申請者	対象発電炉（号炉）	炉型	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		（参考） 使用前確認終了日 （使用前検査合格日）
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
北陸電力	志賀原子力発電所 （2号炉）	BWR	平成 26 年 8 月 12 日		平成 26 年 8 月 12 日		平成 26 年 8 月 12 日		
電源開発	大間原子力発電所	BWR	平成 26 年 12 月 16 日		平成 26 年 12 月 16 日				
関西電力	美浜発電所 （3号炉）※5	PWR	平成 27 年 3 月 17 日	平成 28 年 10 月 5 日	平成 27 年 11 月 26 日	平成 28 年 10 月 26 日	平成 27 年 3 月 17 日	令和 2 年 2 月 27 日	令和 3 年 7 月 27 日
関西電力	高浜発電所 （1・2号炉）※6	PWR	平成 27 年 3 月 17 日	平成 28 年 4 月 20 日	平成 27 年 7 月 3 日	平成 28 年 6 月 10 日	令和元年 7 月 31 日	令和 3 年 2 月 15 日	
中部電力	浜岡原子力発電所（3号 炉）	BWR	平成 27 年 6 月 16 日						
日本原子力発電	敦賀発電所 （2号炉）	PWR	平成 27 年 11 月 5 日				平成 27 年 11 月 5 日		
中国電力	島根原子力発電所 （3号炉）	BWR	平成 30 年 8 月 10 日						

※1 6号炉については、設計及び工事の計画は設置変更許可を踏まえた補正がなされておらず、保安規定は変更申請がなされていない。

※2 平成 26 年 2 月 14 日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成 27 年 1 月 26 日付けで取下げ及び再申請がなされた。

※3 平成 29 年 11 月 24 日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成 30 年 11 月 7 日に認可した。

※4 特定重大事故等対処施設の設置に伴い、本申請に係る設備の変更も含めた変更認可申請を審査中。（審査状況は別紙 2 参照）

※5 平成 27 年 11 月 26 日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成 28 年 11 月 16 日に認可した。

※6 平成 27 年 4 月 30 日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成 28 年 6 月 20 日に認可した。

灰色：処分済

赤字：前回（令和 5 年 4 月 5 日）の報告時からの変更点

## 特定重大事故等対処施設に係る申請及び処分の状況

令和 5 年 7 月 4 日現在

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格 日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
東京電力	柏崎刈羽 原子力発電所 (6・7号炉)※1	7号炉： 令和7年10月13日	平成26年12月15日 令和5年3月14日※4	令和4年8月17日	7号炉： (第1回)令和5年1月30日				
電源開発	大間 原子力発電所		平成26年12月16日						
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和2年8月3日 4号炉： 令和2年10月8日	平成26年12月25日	平成28年9月21日	平成29年4月26日	令和元年8月7日	令和2年4月17日	令和2年10月7日	3号炉： 令和2年12月11日 4号炉： 令和3年3月25日
九州電力	川内 原子力発電所 (1・2号炉)	1号炉： 令和2年3月17日 2号炉： 令和2年5月21日	平成27年12月17日	平成29年4月5日	1号炉： (第1回)平成29年5月24日 (第2回)平成29年8月8日 (第3回)平成30年3月9日 2号炉： (第1回)平成29年7月10日 (第2回)平成29年8月8日 (第3回)平成30年3月9日	1号炉： (第1回)平成30年5月15日 (第2回)平成30年7月26日 (第3回)平成31年2月18日 2号炉： (第1回)平成30年8月10日 (第2回)平成30年8月31日 (第3回)平成31年4月12日	令和元年8月2日	令和2年3月25日	1号炉： 令和2年11月11日 2号炉： 令和2年12月16日
北海道電力	泊発電所 (3号炉)		平成27年12月18日						
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	令和3年3月22日	平成28年1月14日	平成29年10月4日	(第1回)平成29年12月7日 (第2回)平成30年3月16日 (第3回)平成30年5月11日 (第4回)平成30年8月13日 (第5回)令和元年7月11日	(第1回)平成31年3月25日 (第2回)令和元年12月24日 (第3回)令和2年3月27日 (第4回)令和元年10月10日 (第5回)令和2年3月27日	令和2年11月27日	令和3年4月28日	令和3年10月5日
中国電力	島根 原子力発電所 (2号炉)		平成28年7月4日※2						

別紙 2

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格 日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
関西電力	高浜発電所 (1・2号炉)	令和3年6月9日	平成28年12月22日	平成30年3月7日	(第1回)平成30年3月8日 (第2回)平成30年11月16日 (第3回)平成31年3月15日 (第4回)令和元年5月31日	(第1回)平成31年4月25日 (第2回)令和元年9月13日 (第3回)令和元年10月24日 (第4回)令和2年2月20日	令和4年5月23日	令和5年1月13日	
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	3号炉: 令和4年8月24日 4号炉: 令和4年9月13日	平成29年12月20日	平成31年4月3日	3号炉: (第1回)令和元年5月16日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日 4号炉: (第1回)令和元年6月18日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日	3号炉: (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日 4号炉: (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日	令和3年8月10日	令和4年3月24日	3号炉: 令和4年12月5日 4号炉: 令和5年2月2日
関西電力	美浜発電所 (3号炉)	令和3年10月25日	平成30年4月20日	令和2年7月8日	令和2年7月10日	令和3年4月6日	令和3年9月17日	令和4年3月25日	令和4年7月28日
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日	(第1回)令和2年3月6日 (第2回)令和2年8月26日	(第1回)令和2年12月22日 (第2回)令和3年8月24日	令和3年9月17日	令和4年3月24日	3号炉: 令和4年12月8日 4号炉: 令和4年8月10日
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日	令和3年12月22日	(第1回)令和4年2月28日 <sup>※3</sup> (第2回)令和4年4月28日 <sup>※3</sup> (第3回)令和4年10月19日 <sup>※3</sup> (第4回)令和5年5月31日 <sup>※3</sup>	(第1回)令和4年11月16日 (第2回)令和5年5月31日	平成26年5月20日 <sup>※5</sup>		
東北電力	女川原子力発電所 (2号炉)	令和8年12月22日	令和4年1月6日						

- ※1 令和元年10月24日付けの補正で、1号炉に係る申請が取り下げられた。
- ※2 令和4年2月28日に、本体施設に関する設置変更許可を踏まえた補正が提出された。
- ※3 新規制基準適合に係る設計及び工事の計画の変更認可申請として提出された。
- ※4 令和5年3月14日に、特定重大事故等対処施設の一部の構造を変更する設置変更許可申請がなされた。
- ※5 平成26年5月20日付けで申請された保安規定変更認可申請(本体施設)について、令和5年6月23日に、特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更許可の内容を反映した補正がなされた。

灰色：処分済  
赤字：前回(令和5年4月5日)の報告時からの変更点

## 所内常設直流電源設備（3系統目）に係る申請及び処分の状況

令和5年7月4日現在

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
電源開発	大間原子力発電所		平成26年12月16日						
北海道電力	泊発電所 (3号炉)		平成27年12月18日						
九州電力	川内原子力発電所 (1・2号炉)	1号炉： 令和2年3月17日 2号炉： 令和2年5月21日	平成28年3月25日	平成29年2月8日	平成29年7月10日	平成30年1月29日	令和元年11月22日	令和2年3月30日	1号炉： 令和2年10月9日 2号炉： 令和2年11月18日
中国電力	島根 原子力発電所 (2号炉)		平成28年7月4日 <sup>*2</sup>						
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和2年8月3日 4号炉： 令和2年10月8日	平成29年3月17日	平成29年6月28日	令和元年8月22日	令和2年3月5日	令和2年4月17日	令和2年10月7日	3号炉： 令和2年12月11日 4号炉： 令和3年3月25日
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	令和3年3月22日	平成29年11月15日	平成30年6月27日	平成31年2月27日	令和2年8月6日	令和2年11月27日	令和3年4月28日	令和3年10月5日
関西電力	高浜発電所 (1・2号炉)	令和3年6月9日	平成30年2月5日 令和元年6月14日 <sup>*1</sup>	令和元年9月25日	令和2年7月17日	令和2年11月13日	令和4年5月23日	令和5年1月13日	
関西電力	美浜発電所 (3号炉)	令和3年10月25日	平成30年4月20日	令和2年7月8日	令和3年4月23日	令和3年11月17日	令和3年9月17日	令和4年3月25日	令和4年7月28日
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日	令和3年4月23日	3号炉： 令和3年12月2日 4号炉： 令和3年12月3日	令和3年9月17日	令和4年3月24日	3号炉： 令和4年12月8日 4号炉： 令和4年8月10日
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和4年8月24日 4号炉： 令和4年9月13日	平成31年3月28日	令和元年12月25日	令和2年3月24日	令和2年11月13日	令和3年8月10日	令和4年3月24日	3号炉： 令和4年11月15日 4号炉： 令和5年2月2日
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日	令和3年12月22日			平成26年5月20日 <sup>*3</sup>		

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
東京電力	柏崎刈羽 原子力発電所 (6, 7号炉)	7号炉： 令和7年10月13日	令和3年11月12日	令和4年10月5日					
東北電力	女川原子力発電所 (2号炉)	令和8年12月22日	令和5年7月4日						

- ※1 平成30年2月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請について、令和元年6月14日付けの補正において所内常設直流電源設備(3系統目)に係る内容が取り下げられ、同日付で再申請がなされた。
- ※2 令和4年2月28日に、本体施設に関する設置変更許可を踏まえた補正が提出された。
- ※3 平成26年5月20日付けで申請された保安規定変更認可申請(本体施設)について、令和5年6月23日に、所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に係る設置変更許可の内容を反映した補正がなされた。

灰色：処分済  
赤字：前回(令和5年4月5日)の報告時からの変更点



## 審査進捗状況表 (本体施設)

・ 北海道電力(株)泊発電所 3号炉	・ ・ ・ 10
・ 東北電力(株)東通原子力発電所 1号炉	・ ・ ・ 12
・ 北陸電力(株)志賀原子力発電所 2号炉	・ ・ ・ 14
・ 電源開発(株)大間原子力発電所	・ ・ ・ 16
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 4号炉	・ ・ ・ 18
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 3号炉	・ ・ ・ 20
・ 日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号炉	・ ・ ・ 22
・ 中国電力(株)島根原子力発電所 3号炉	・ ・ ・ 24

※1 申請順に記載

※2 北海道電力(株)泊発電所 1 / 2号炉については、前回（令和5年4月5日第1回原子力規制委員会）報告時から変更等がないため、省略する。

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和5年7月4日時点】

査項目		ステータス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2021/7/2	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/7/28	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/12/25	
	震源を特定して策定する地震動	④	2021/10/22	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2022/10/21	
	基準地震動	③⇒④	2023/6/9	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年2月24日の審査会合において、事業者から、断層モデル法による地震動評価ケースの選定に係る代表性について説明があった。これに対して、一部周期帯において、設計用模擬地震波(Ss1)を上回る応答スペクトルとなる地震動について、施設への影響が大きいことを否定できていないため、一部の地震動評価ケースを基準地震動として選定しないとする考えを再考するよう求めた。</li> <li>●令和5年4月28日の審査会合において、事業者から、断層モデル法による地震動評価ケースのうち、Ss1の応答スペクトルを上回る周期で最大の応答スペクトルとなる地震動について、13ケース(Ss2-1~13)の全てを基準地震動として設定するとの説明があった。これに対して、これ以外で基準地震動として追加設定していた3ケースについて、基準地震動として採用しないことについて考え方を明確にして整理するよう求めた。</li> <li>●令和5年6月9日の審査会合において、事業者から、断層モデル法による地震動評価ケースのうち、追加で設定した3ケースについてはSs1及び他の検討用地震から設定した基準地震動(Ss2-1)の応答スペクトルと比較して施設に与える影響が小さいことから基準地震動として設定しないと、断層モデル法による地震動評価ケースについては13ケース(Ss2-1~13)を基準地震動として設定するとの説明があった。これに対して、Ss1及び震源を特定せず策定する地震動(Ss3-1~5)から設定した基準地震動も含めて計19ケースを基準地震動として策定することについては、おおむね妥当な検討がなされたと評価した。</li> </ul>
	地盤・斜面の安定性	①	-	
耐震設計方針	②	2023/7/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和4年12月6日の審査会合において、事業者から、地盤の液化化の評価方針について説明がなされたが、液化化強度試験の試料採取位置の代表性について、示された指標であるせん断波速度では妥当性の判断が困難であるため、当該指標と液化化強度の相関を示す根拠を説明するよう求めるとともに、追加の液化化強度試験の必要がないか検討するよう求めた。これに対し、令和5年7月4日の審査会合において、事業者から、せん断波速度を代表性確認の指標に用いないこと、その代わりとして、追加の液化化強度試験を実施するとの方針について説明がなされた。</li> <li>●なお、論点については、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点を抽出していく必要がある。</li> </ul>	
津波(第5条)	地震による津波	③	2022/7/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和4年5月27日の審査会合において、事業者から、日本海東縁部に想定される地震による津波に関し、想定波源域及び波源位置の網羅性並びに水位低下時間に着目したパラメータスタディを含めて、自主設備とする防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価結果について説明を受け、おおむね妥当な回答がなされたと評価した。</li> <li>●令和4年7月1日の審査会合において、事業者から、地震に伴う津波と地震以外の要因による津波との組合せの方針等を含めて、基準津波策定までの検討内容及び工程について説明を受けた。また、積丹半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波については、簡易予測式から日本海東縁部に想定される地震による津波と比較して推定津波高が有意に小さいことから、地震以外の要因による津波と組み合わせる波源を日本海東縁部に想定される地震による津波として検討を進める方針について確認した。積丹半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波に係る詳細な評価結果については、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</li> </ul>
	地震以外による津波	④	2015/8/21	
	基準津波	②	2023/3/24	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和4年9月16日の審査会合において、事業者から日本海東縁部に想定される津波と地すべりの組合せの評価の結果について説明を受けたが、上昇側の評価点で最大となる波源が、水位下降側の評価点で選定された波源に入れ替わることも発生していることから、現在の方法によって敷地に影響が大きな波源が選定できているのか、また、組合せの評価によって最大となる波源が入れ替わることの要因について説明を求めた。</li> <li>●令和4年10月28日の審査会合において、事業者から、敷地の津波高が最大となる波源が地震に伴う津波の評価と異なる波源になることにつき、その分析結果について中間的な報告の説明があった。これに対して、泊発電所の特徴を踏まえた組合せ評価及び敷地に対して大きな影響を及ぼす波源の選定の妥当性について、波源モデル、地形モデル、評価点の違いによる傾向・特徴や組み合わせる地すべりによる津波の特徴について十分に整理した上で、全体の論理を構成したうえで説明するよう求めた。</li> <li>●令和5年3月24日の審査会合において、組み合わせ後の最大となる地震による津波の波源は、水位低下側として選定された波源に入れ替わることについて、分析結果が示された。事業者の分析によると、陸上地すべりの第1波の到達する時間に地震による津波による一定程度の高さの波が到達することにより、最高水位を出すことが確認されたとしている。これに対して、両者が重なり合う時間に地震による津波による波が到達する可能性のある波源はどの波源なのかを特定して、今回示されている組合せによる最高水位を超えるものがないことを示すよう求めた。また、地形モデル毎に施設に対してどのような影響があるのかが明確でなく、影響が大きな波源が適切に選定されているかが判断としないため、先行サイトの評価例(防潮堤の有無で分けて波源を選定)も参考にした上で、考え方を整理するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</li> <li>●積丹半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波の評価後に、基準津波の策定全体について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</li> </ul>
	耐津波設計方針	②	2023/6/8	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防潮堤の設計方針、構造・仕様及び構造成立性に関しては、令和4年3月31日までの審査会合において、事業者から、防潮堤を直接岩盤に支持させる構造へ変更すること及び防潮堤の設計の考え方、既存の防潮堤を撤去するとの方針等について説明がなされた。また、令和5年2月2日の審査会合において、事業者から、防潮堤の止水目地について説明がなされた。今後、設計変更後の防潮堤の設計方針、構造・仕様及び構造成立性について改めて確認していく。</li> <li>●令和4年7月28日の審査会合において、防潮堤の平面線形形状が変わる可能性がないことについて事業者から説明がなされたが、その際に、新たな入構ルートとして設置する方針が示された茶津入構トンネル等からの津波の流入の可能性について説明するよう求めた。これに関連して、令和4年11月1日の審査会合において、事業者から、茶津入構トンネルを含めた新たな入構ルートの選定の考え方について説明がなされた。今後、茶津入構トンネル等からの津波の流入の可能性について改めて確認していく。</li> <li>●令和4年12月6日の審査会合において、事業者から、入力津波の評価に対する影響要因及び漂流物の調査結果について説明がなされた。このうち、入力津波の評価に対する影響要因については、抽出のプロセス及び根拠が示されていないため、改めて説明するよう求めた。また、令和5年2月2日の審査会合において、事業者から、管路解析の条件及びモデルについて説明がなされた。これに対し、管路において鉛直方向の断面が急激に変化する箇所が存在することから、管路解析に一次元不定流解析を用いることの適用性及び妥当性について説明するよう求めた。今後、入力津波の評価の妥当性について改めて確認していく。</li> <li>●令和5年2月2日の審査会合において、事業者から、令和4年9月29日の審査会合で示していた防水壁を設置する等の津波防護方針について、1号及び2号炉の取水路に流路縮小工を設置する等の対策に変更した上で、1号及び2号炉の適合性審査の際には流路縮小工等を撤去し、防水壁の設置等を行うとの方針について説明がなされた。これに対して、今回の説明で停止状態を前提としている1号及び2号炉の適合性審査に係る申請の扱い、流路縮小工に求められる機能等について説明するよう求めた。これに対し、令和5年6月8日の審査会合において、事業者から、1号及び2号炉取水路流路縮小工等については、3号炉の津波防護施設とした上で、1号及び2号炉に悪影響を及ぼさない設計とすること、その上で、3号炉の設置変更許可後、速やかに1号及び2号炉の申請の補正を行い、流路縮小工等の撤去、防水壁の設置等を含めた津波防護方針について、1号及び2号炉の適合性審査において説明を行うとの方針について説明がなされた。</li> <li>●なお、入力津波の設定、漂流物の影響評価等の方針の一部を確認した段階であり、検討対象の網羅的な説明がまだなされていないため、今後さらに説明を聴取し、論点を抽出していく必要がある。</li> </ul>
竜巻(第6条)	④	2023/4/27	●耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。	
火山事象 (第6条)	火山事象	②	2023/1/20	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動の可能性評価、洞爺カルデラ、ニセコ・雷電火山群等についての有効性のあるモニタリング手法について説明を求めている。令和3年10月14日の審査会合において、事業者は火山影響評価のうち主に立地評価に関する内容について説明があった。これに対して、最新の知見も踏まえた各火山の活動履歴を網羅的に整理した上で、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行うとともに、巨大噴火の可能性評価においては、先行する他サイトの審査知見を反映し、マグマ溜まり等の地下構造に係る検討として重力異常や比抵抗等の物理探査による評価も実施するよう求めた。</li> <li>●令和5年1月20日の審査会合において、事業者から、立地評価に関する内容のうち、主に原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出について説明があった。これに対して、文献等により収集した知見の反映にあたっての取捨選択の考え方が不明確であることから、個別火山の活動履歴、噴火規模及びその影響範囲等に対して、収集した知見をどのように反映したのかを明確にした上で説明するよう求めた。また、敷地及び敷地近傍の地質調査結果に基づく火山噴出物の分布の評価については、降下火砕物(純層・二次堆積物)及び火砕物密度流(火砕流・火砕サージ)の区分の判断根拠を明確にするとともに、給源が不明なものも含めて火山噴出物の分布状況について明確にした上で再整理するよう求めた。今後、巨大噴火の可能性評価も含めて事業者から説明を受け、内容を確認していく。</li> <li>●降下火砕物の層厚評価について、その根拠としている給源不明の火山灰層が、事業者の実施した敷地内断層の活動性評価に係る追加調査の結果、敷地内で見つからなかった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</li> </ul>
	火山事象に対する設計方針	④	2023/3/30	
外部火災(第6条)	④	2023/3/30		
その他自然現象と人為事象(第6条)	④	2023/4/27		
不法な侵入(第7条)	④	2022/10/25		
内部火災(第8条)	④	2023/4/27		
内部溢水(第9条)	④	2023/5/25		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)  
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。  
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。  
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。  
(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス*1	直近の審査会合	現時点における主な論点		
設計基準対象施設関係	誤操作の防止(第10条)		④	2023/1/24		
	安全避難通路(第11条)		④	2023/1/24		
	安全施設(第12条)		④	2023/3/16		
	全交流電源喪失(第14条)		④	2023/1/24		
	SFP(第16条、23条)		④	2023/2/28		
	RCPB(第17条)		④	2023/1/24		
	安全保護回路(第24条)		④	2022/10/25		
	原子炉制御室(第26条)		④	2023/4/13		
	監視設備(第31条)		④	2023/2/28		
	保安電源(第33条)		④	2023/1/24		
	緊急時対策所(第34条)		④	2023/3/30		
	通信連絡設備(第35条)		④	2023/4/13		
	有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	④	2023/3/30	
			Lv 1.5	④		
停止時			④			
地震			④			
津波			④			
事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		④				
解析コード		④	2023/4/27			
限界温度、限界圧力		④	2023/4/27			
炉心		2次冷却系からの除熱機能喪失	④	2023/3/30		
		全交流動力電源喪失	④	2023/5/25		
		原子炉補機冷却機能喪失	④	2023/3/30		
		原子炉格納容器の除熱機能喪失	④	2023/2/2		
		原子炉停止機能喪失	④	2023/3/30		
		ECCS注水機能喪失	④	2023/2/2		
		ECCS再循環機能喪失	④	2023/3/16		
		格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)	④	2023/5/25		
CV		過圧破損	④	2023/3/16		
		過温破損	④	2023/4/27		
		DCH	④	2023/4/27		
		FCI	④	2023/3/16		
		MCCI	④	2023/4/27		
SFP		想定事故1	④	2023/5/25		
		想定事故2	④			
停止時		崩壊熱除去機能喪失	④	2023/5/25		
		全交流動力電源喪失	④			
		原子炉冷却材の流出	④			
		反応度誤投入	④			
設備・技術的能力		1.0	43条	共通	④	2023/5/25
		1.1	44条	ATWS	④	2025/5/25
	1.2	45条	高圧時冷却	④	2023/5/25	
	1.3	46条	減圧	④	2023/5/25	
	1.4	47条	低圧時冷却	④	2023/5/25	
	1.5	48条	最終ヒートシンク	④	2023/5/25	
	1.6	49条	CV冷却	④	2023/5/25	
	1.7	50条	CV過圧破損防止	④	2023/5/25	
	1.8	51条	CV下部注水	④	2023/5/25	
	1.9	52条	CV水素対策	④	2023/5/25	
	1.10	53条	RB水素対策	④	2023/5/25	
	1.11	54条	SFP	④	2023/5/25	
	1.12	55条	建屋外RI抑制	④	2023/5/25	
	1.13	56条	水源	④	2023/5/25	
	1.14	57条	電源	④	2023/5/25	
	1.15	58条	計装	④	2023/5/25	
	1.16	59条	原子炉制御室	④	2023/5/25	
	1.17	60条	監視測定	④	2023/4/27	
	1.18	61条	緊急時対策所	④	2023/3/30	
1.19	62条	通信連絡	④	2023/4/13		
2		大規模損壊	④	2023/5/25		
共通	地質(第38条)		④	2021/7/2		
	地震動(第38、39条)		②	2022/1/14	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)		②	2021/12/24	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)		④	2023/4/27	●火災(第8条)を参照。	
備考		●令和5年2月28日の審査会で事業者が示した各審査項目の説明スケジュールについて、令和5年7月4日までの審査会合で、基準津波の審査の進捗状況等を踏まえ、最も時間がかかることが見込まれる耐津波設計方針等の説明終了時期を、令和5年12月から令和6年4月に変更するとの説明があった。				

●令和4年11月までに4回に分けて提出されたまとめ資料については、審査の適合性を説明する資料としては不十分なものであったため、令和4年10月25日及び同年12月6日の審査会合において、最新の審査実績の反映を行い十分な資料作成を行った上で、再度提出するよう指示を行った。その上で、令和5年1月から5月までに開催したまとめ資料の各個別条文に係る8回の各審査会合においても、最新の審査実績を具体的に示しつつ、最新の審査実績の反映を改めて求めた。また、令和5年2月28日の審査会合においては、ハザード側の確定を待たずに設計方針を示すことが可能なものについて、速やかに資料をまとめ、説明を行うよう指示を行った。今後、耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、審査会合において提出される資料を順次確認していく。

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)  
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。  
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。  
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。  
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。



審査進捗状況表

東北電力(株)東通原子力発電所1号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和5年7月4日時点】

審査項目	ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2018/5/18	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/10/2	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/10/2	
	震源を特定して策定する地震動	③	2022/7/1	●当該審査項目については、令和4年4月11日の審査会合において概ね審査了としていたが、同年7月1日の審査会合において、事業者から、同年3月16日に発生した福島県沖の地震の地震規模(マグニチュード(M)7.4)が、海洋プレート内地震の断層モデルを用いた評価における基本ケースの地震規模(M7.3)を超えたため、地震動評価を見直す旨の意向が示された。今後、事業者からの説明を受け、内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	②	2023/5/19	●令和4年4月11日の審査会合において、「全国共通に考慮すべき地震動」のうち標準応答スペクトルに適合するよう作成された模擬地震波の地震規模Mについては、継続時間の保守性の観点から、M=6.9から7.0に見直した上で作成するよう求めた。また、位相特性については、一様乱数の位相特性を持つ正弦波の重ね合わせによる手法に加え、実観測記録の位相を用いる方法を用いることを求めた。 ●令和4年8月5日の審査会合において、「全国共通に考慮すべき地震動」のうち標準応答スペクトルに適合する模擬地震波の位相特性、入力位置等について指摘を行った。具体的には、位相特性については、正弦波の重ね合わせに加え、規則解釈等を踏まえ、複数の手法により検討した結果が示されているものの、プレート間地震の実観測記録が用いられており、解釈で求める内陸地殻内地震の実観測記録が取得できないことから、結果として実観測記録を用いた評価を採用しないとする理由を明確にするよう求めた。また、入力位置(地震基盤相当面)については、規則解釈等ではVs=2,200m/s以上と定義されているところ、事業者の判断により、震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム報告書(2019)等を引用し、Vpも考慮した結果、Vsのみを考慮した場合よりも深い位置に設定されていることから、その妥当性を説明するよう求めた。さらに、「地域性を考慮する地震動」の評価についてもあわせて説明するよう求めた。 ●令和4年10月7日の審査会合において、「全国共通に考慮すべき地震動」のうち標準応答スペクトルに適合する模擬地震波の作成にあたり、実観測記録の位相を用いる方法として、敷地で観測されたプレート間地震の観測記録を用いた評価の位置づけについては、参考評価であることが明確となるよう表現の適正化がなされていることを確認した。一方で、標準応答スペクトルを評価する際の入力位置の妥当性については、Vsが異なる5カ所について、Vpも考慮したうえで結果が保守的であるとする説明に対して、その根拠がVpの比較結果のみであることから、Vsの比較結果も示した上で、説明するよう求めた。また、「地域性を考慮する地震動」のうち、「2008年岩手・宮城内陸地震(Mw6.9)」については、「震源を特定せず策定する地震動」として扱わず、「震源を特定して策定する地震動」として扱うこととするが、敷地周辺には同規模の地震を発生するような伏在的な活断層が想定されないことから、検討対象の地震として選定しない、との方針について説明を受けた。これに対して、規則解釈及びガイドを踏まえれば、この方針は適切でないことを指摘し、当該地震の震源域と敷地周辺の地域性を比較した上で観測記録収集の可否について判断するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 ●令和5年5月19日の審査会合において、「地域性を考慮する地震動」のうち、「2008年岩手・宮城内陸地震(Mw6.9)」については、敷地周辺との地域性を比較した結果、火山岩類及び堆積岩類が厚く分布することといった地質・地質構造に類似性が認められることから、観測記録収集対象とする旨を確認した。また、「全国共通に考慮すべき地震動」の評価における標準応答スペクトルの入力位置の妥当性については、地下構造モデルの速度区分において、地震基盤相当面の要件(Vs≥2,200m/s)を満足する深度が異なる5カ所の位置から入力した場合の解放基盤表面における地震動評価結果(応答スペクトル)の比較が示された。この際、当初事業者が地震基盤相当面として設定していた最深部よりも浅い入力位置の評価において、短周期帯の地震動が最深部に入力した場合の地震動を超える結果が示された。このため、5カ所の中で、施設への影響が大きい短周期帯の地震動が小さくなる位置を地震基盤相当面としていることの適切性について、更なる説明を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	基準地震動	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者に審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。
津波(第5条)	地震による津波	④	2022/1/28	
	地震以外による津波	④	2022/9/2	
	基準津波	③	2022/9/2	●令和4年1月28日の審査会合において、津波の組合せの評価において、水位上昇側で、「地震に起因する津波」と「地震以外に起因する津波」とを組み合わせた場合の評価水位が、連動型地震単独の場合の評価水位よりも下回っていることから、組合せ結果が適切に評価されているのかどうか判断できないため、追加検討を行うことを求めた。また、水位下降側の評価において、他施設の審査知見を踏まえ、貯留堰を下回る時間に着目した評価結果の整理を求めた。 ●令和4年9月2日の審査会合において、津波の組合せの評価について、水位上昇側で「地震に起因する津波」と「地震以外に起因する津波」を組み合わせた結果、「地震に起因する津波」単体での評価よりも小さい結果となっていることから、評価方法や評価地点についても再検討し、まずは、評価方針を説明することを求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者に審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。	
竜巻(第6条)	①	-		
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	①	-		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-		
不法な侵入(第7条)	①	-		
内部火災(第8条)	①	-		
内部溢水(第9条)	①	-		
誤操作の防止(第10条)	①	-		
安全避難通路(第11条)	①	-		
安全施設(第12条)	①	-		
全交流電源喪失(第14条)	①	-		
SFP(第16条、23条)	①	-		
RCPB(第17条)	①	-		
安全保護回路(第24条)	①	-		
原子炉制御室(第26条)	①	-		
監視設備(第31条)	①	-		
保安電源(第33条)	①	-		
緊急時対策所(第34条)	①	-		
通信連絡設備(第35条)	①	-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規規制による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点		
重大事故等対処施設関係	有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	①	-	
			Lv 1.5	①		
			停止時	①		
			地震	①		
			津波	①		
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①	-		
	解析コード		①			
	限界温度、限界圧力		①			
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-		
		高圧注水・減圧機能喪失	①			
		全交流動力電源喪失	①			
		崩壊熱除去機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		LOCA 時注水機能喪失	①			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①			
	CV	過圧破損	①	-		
		DCH	①	-		
		FCI	①	-		
		MCCI	①	-		
		水素燃焼	①	-		
	SFP	想定事故1	①	-		
		想定事故2	①	-		
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-		
		全交流動力電源喪失	①	-		
		原子炉冷却材の流出	①	-		
		反応度誤投入	①	-		
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-
		1.1	44条	ATWS	①	-
		1.2	45条	高圧時冷却	①	-
		1.3	46条	減圧	①	-
1.4		47条	低圧時冷却	①	-	
1.5		48条	最終ヒートシンク	①	-	
1.6		49条	CV 冷却	①	-	
1.7		50条	CV 過圧破損防止 (FCVS)	①	-	
1.8		51条	CV 下部注水	①	-	
1.9		52条	CV 水素対策	①	-	
1.10		53条	RB 水素対策	①	-	
1.11		54条	SFP	①	-	
1.12		55条	建屋外 RI 抑制	①	-	
1.13		56条	水源	①	-	
1.14		57条	電源	①	-	
1.15		58条	計装	①	-	
1.16		59条	原子炉制御室	①	-	
1.17		60条	監視測定	①	-	
1.18		61条	緊急時対策所	①	-	
1.19		62条	通信連絡	①	-	
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)		④	2018/5/18		
	地震動(第38、39条)		②	2021/9/17	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)		②	2022/1/28	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者が審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。	
備考						

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和5年7月4日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2023/3/3	<p>●敷地近傍及び能登半島西岸の地形、地質・地質構造について審査を行っている。令和3年10月14日の審査会合において、敷地近傍の福浦断層の評価について、断層南部に関しては、断層位置及び端部の評価の根拠となるデータが得られておらず、不明確な点があったため、福浦断層を追跡する追加調査・検討を行うよう求めた。また、富来川南岸断層の北端部の評価についても、地表踏査等の調査の充足性や断層延長部において富来川南岸断層と同様の走向として認定しているリニアメントとの関係性に関して整理して説明するよう求めた。</p> <p>●令和3年11月18、19日に現地調査を行い、福浦断層の北端部付近の露頭観察を実施したところ、その範囲で当該断層と同性状の断層は確認されなかった。しかしながら、断層がないことの説明性を高めるため、事業者に対して、追加で地質データを取得し、断層想定位置を横断して地層境界が連続すること等の、露頭観察結果を補強するような地質状況の検討結果を示すよう求めた。</p> <p>●令和4年1月14日の審査会合において、事業者から福浦断層南端の評価に係る追加調査計画について説明を受けた。これに対して、追加のボーリング調査において何らかの断層が確認された場合には、詳細な性状を把握した上で、必要に応じて、当初計画のみにとどめることなく臨機応変に追加調査・観察を行い、福浦断層の延長である可能性がないか詳しく検討するとともに、反射法地震探査についても必要に応じて追加測線を設定して探査を行う等、福浦断層南端の評価を確実に行うよう求めた。</p> <p>●令和4年7月29日の審査会合において、敷地近傍の断層の評価に関し、事業者から追加調査結果も踏まえた福浦断層端部の評価、その他の断層の評価について説明を受け、現地調査にて確認を行うこととした。同年10月13、14日に現地調査を行い、事業者に対して、福浦断層の南部及び南端部付近の露頭観察に関し、資料に記載されている内容と露頭の状況に違いが見られることから、同断層とその他の破砕部との違いを資料上明確にするよう求めた。断層(オー)の活動性評価については、断層の最新面と鉱物脈との関係が明確ではなく、鉱物脈法による活動性評価は難しいと考えられることから、その評価方針を再検討し、まずは、活動性の評価方針を説明するよう求めた。</p> <p>●令和4年11月16日の審査会合において、断層(オー)活動性評価方針の変更及びその経緯、データ拡充に向けた調査に係る目的、内容、期間及び調査位置の選定理由が不十分であり、また、活動性評価の論理構成が明確ではなかったことから、事業者に対し、改めて評価方針を審査会合で説明するよう求めた。令和4年12月23日の審査会合において、断層(オー)の活動性評価方針に係る論理構成やデータ拡充に向けた調査の内容は明確になったことから、評価方針について議論し、事業者に対して、活動性評価の主たる根拠としている「地形面の変位の有無による評価」について、段丘面等による評価に用いる断面線の設定の考え方や妥当性、段丘面の旧汀線高度による評価も示した上で、断層(オー)の活動性評価結果を説明するよう求めた。</p> <p>●令和5年5月12日の審査会合において、敷地周辺海域の断層の評価に係る初回会合を行い、事業者から、評価の全体像、断層の連動評価の結果等について説明を受けた。事業者は、断層の連動に係る評価方法に関して、地表断層の離隔距離のみをもって検討対象とする断層の組合せを選定していることから、地表の痕跡のみにとらわれず、地質構造を考慮した上で総合的に評価すること等を求めた。引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	敷地周辺の地質・地質構造	②	2023/5/12	
地震動 (第3、4条)	地下構造	①	-	<p>●令和4年9月16日の審査会合において、福浦断層による地震動評価については、同断層と施設との距離が近いことから、今後の論点となることを指摘した。福浦断層の断層長等の評価を踏まえ、今後、事業者から説明を受けた上で内容を確認していく。</p> <p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示</p>
	震源を特定して策定する地震動	①	-	
	震源を特定せず策定する地震動	①	-	
	基準地震動	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	
津波(第5条)	地震による津波	①	-	<p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示</p>
	地震以外による津波	①	-	
	基準津波	①	-	
	耐津波設計方針	①	-	
竜巻(第6条)	①	-		
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	①	-		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-		
不法な侵入(第7条)	①	-		
内部火災(第8条)	①	-		
内部溢水(第9条)	①	-		
誤操作の防止(第10条)	①	-		
安全避難通路(第11条)	①	-		
安全施設(第12条)	①	-		
全交流電源喪失(第14条)	①	-		
SFP(第16条、23条)	①	-		
RCPB(第17条)	①	-		
安全保護回路(第24条)	①	-		
原子炉制御室(第26条)	①	-		
監視設備(第31条)	①	-		
保安電源(第33条)	①	-		
緊急時対策所(第34条)	①	-		
通信連絡設備(第35条)	①	-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)  
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。  
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。  
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。  
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス <sup>※1</sup>	直近の審査会合	現時点における主な論点			
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		
		Lv 1.5	①	-			
		停止時	①	-			
		地震	①	-			
		津波	①	-			
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①	-			
	解析コード		①	-			
	限界温度、限界圧力		①	-			
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-			
		高圧注水・減圧機能喪失	①	-			
		全交流動力電源喪失	①	-			
		崩壊熱除去機能喪失	①	-			
		原子炉停止機能喪失	①	-			
		LOCA 時注水機能喪失	①	-			
		格納容器バイパス (ISLOCA)	①	-			
	CV	過圧破損	①	-			
		DCH	①	-			
		FCI	①	-			
		MCCI	①	-			
		水素燃焼	①	-			
	SFP	想定事故1	①	-			
		想定事故2	①	-			
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
		全交流動力電源喪失	①	-			
		原子炉冷却材の流出	①	-			
		反応度誤投入	①	-			
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通		①	-
		1.1	44条	ATWS		①	-
		1.2	45条	高圧時冷却		①	-
		1.3	46条	減圧		①	-
		1.4	47条	低圧時冷却		①	-
		1.5	48条	最終ヒートシンク		①	-
		1.6	49条	CV 冷却		①	-
		1.7	50条	CV 過圧破損防止 (FCVS)		①	-
		1.8	51条	CV 下部注水		①	-
		1.9	52条	CV 水素対策		①	-
		1.10	53条	RB 水素対策		①	-
1.11		54条	SFP	①	-		
1.12		55条	建屋外 RI 抑制	①	-		
1.13		56条	水源	①	-		
1.14		57条	電源	①	-		
1.15		58条	計装	①	-		
1.16		59条	原子炉制御室	①	-		
1.17		60条	監視測定	①	-		
1.18		61条	緊急時対策所	①	-		
1.19		62条	通信連絡	①	-		
2		大規模損壊	①	-			
共通	地質 (第38条)		③	2022/1/14	●地質 (第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。		
	地震動 (第38、39条)		①	-	●地震動 (第3、4条)を参照。		
	津波 (第40条)		①	-	●津波 (第5条)を参照。		
	火災 (第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		
備考							

※ ①審査に未着手 (赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中 (黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中 (緑色)、④概ね審査済み (灰色)

(注1) チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2) 設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3) 今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4) ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。



審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請<sup>※1</sup>(本体施設)に係る審査状況【令和5年7月4日時点】

審査項目		ステイタス <sup>※2</sup>	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2022/4/22	●令和4年4月22日の審査会合において、事業者は、後期更新世以降に強化した岩盤の膨張によって生じたとしているシーム S-11 のうち地表付近に確認される変状について、その成因は特定出来ないが、非構造的なものであること等から、規則第三条の評価対象としないの方針を示した。これに対して、シーム S-11 全体として同条への適合性を示す必要性があること等について指摘し、改めて整理をした上で説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 ●審査資料のみでは十分に把握することが容易ではない地質性状の確認を行うため、原子力規制庁職員による現地確認として、令和4年10月6日に、電源開発本社において第四系変状が確認されているシーム S-11 のボーリングコアの確認を実施し、同年11月7日に、現地において同シームの分布状況等の確認を実施した。
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/11/20	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/12/18	
	震源を特定して策定する地震動	③	2023/6/30	●令和3年6月11日の審査会合において、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の評価に関する全体概要を聴取するとともに、プレート間地震の地震動評価について審議した。プレート間地震の地震動評価については、検討用地震の選定、震源モデルの設定、不確かさの考慮、経験的グリーン関数法に用いる要素地震の選定等の地震動評価手法、及び地震動評価結果について一通り説明がなされ、その内容について概ね妥当な検討がなされたものと評価した。 ●令和3年8月27日の審査会合において、海洋プレート内地震の地震動評価について審議した。検討用地震の選定、震源モデルの設定、不確かさの考慮、経験的グリーン関数法に用いる要素地震の選定等の地震動評価手法、及び地震動評価結果について一通り説明がなされ、その内容について概ね妥当な検討がなされたものと評価した。 ●令和4年9月16日の審査会合において、内陸地殻内地震の検討用地震のうち「F-14 断層による地震」に関しては、震源モデルの設定の考え方や不確かさ考慮の妥当性等について、また、「奥尻海盆北東縁断層～奥尻海盆東縁断層～西津軽海盆東縁断層の運動を考慮した地震」(奥尻三連動)に関しては、断層パラメータ設定の考え方や解析手法の妥当性等について、前回会合(令和4年3月18日)の指摘に対する回答が不十分だったため追加説明を求めた。また、「隆起再現断層による地震」に関しては、評価方針を説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 ●令和5年2月24日の審査会合において、内陸地殻内地震のうち「F-14 断層による地震」及び「隆起再現断層による地震」の評価に用いる解析データについて、一部入力ミスがあることが報告された。本件について、同評価は委託業務として行われていることから、委託先の業務管理の適切性、原因分析、再発防止対策、及び水平展開として他の評価に対する点検計画について説明を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 ●令和5年6月30日の審査会合において、解析データの一部入力ミスに関して、令和5年2月24日の審査会で事業者に説明を求めた内容について確認するとともに、事業者の審査資料作成に関する業務プロセスの改善方針を確認した。今後、事業者は現在審査中の項目について優先順位を考慮して説明を行う予定としており、その内容について確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	②	2022/3/18	●令和4年3月18日の審査会合において、震源を特定せず策定する地震動のうち、「全国共通に考慮すべき地震動」の評価について審議した。「全国共通に考慮すべき地震動」のうち、「2004年北海道留萌支庁南部の地震」に関しては、地震動評価に用いる地下構造モデルの妥当性等を、標準応答スペクトルに基づく地震動評価に関しては、模擬地震波の作成における地震規模の設定の妥当性等を、それぞれ追加説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	基準地震動	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	津波(第5条)	地震による津波	④	2021/12/24
	地震以外による津波	④	2018/6/8	
	基準津波	①	-	
	耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	竜巻(第6条)	①	-	
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	
	火山事象に対する設計方針	①	-	
	外部火災(第6条)	①	-	
	その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-	
	不法な侵入(第7条)	①	-	
	内部火災(第8条)	①	-	
	内部溢水(第9条)	①	-	
	誤操作の防止(第10条)	①	-	
	安全避難通路(第11条)	①	-	
	安全施設(第12条)	①	-	
	全交流電源喪失(第14条)	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	SFP(第16条、23条)	①	-	
	RCPB(第17条)	①	-	
	安全保護回路(第24条)	①	-	
	原子炉制御室(第26条)	①	-	
	監視設備(第31条)	①	-	
	保安電源(第33条)	①	-	
	緊急時対策所(第34条)	①	-	
	通信連絡設備(第35条)	①	-	

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設を合わせて申請)

※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。



審査項目		ステイタス※1	直近の審査会合	現時点における主な論点			
有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		
		Lv 1.5	①				
		停止時	①				
		地震	①				
		津波	①				
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①				
	解析コード		①	-			
	限界温度、限界圧力		①	-			
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-			
		高圧注水・減圧機能喪失	①				
		全交流動力電源喪失	①				
		崩壊熱除去機能喪失	①				
		原子炉停止機能喪失	①				
		LOCA時注水機能喪失	①				
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①				
	CV	過圧破損	①	-			
		DCH	①	-			
		FCI	①	-			
		MCCI	①	-			
	SFP	想定事故1	①	-			
		想定事故2	①	-			
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
		全交流動力電源喪失	①				
		原子炉冷却材の流出	①				
		反応度誤投入	①				
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通		①	-
		1.1	44条	ATWS		①	
		1.2	45条	高圧時冷却		①	
		1.3	46条	減圧		①	-
		1.4	47条	低圧時冷却		①	
		1.5	48条	最終ヒートシンク		①	
		1.6	49条	CV冷却		①	-
		1.7	50条	CV過圧破損防止(FCVS)		①	-
1.8		51条	CV下部注水	①	-		
1.9		52条	CV水素対策	①	-		
1.10		53条	RB水素対策	①	-		
1.11		54条	SFP	①	-		
1.12		55条	建屋外RI抑制	①	-		
1.13		56条	水源	①	-		
1.14		57条	電源	①	-		
1.15		58条	計装	①	-		
1.16		59条	原子炉制御室	①	-		
1.17		60条	監視測定	①	-		
1.18		61条	緊急時対策所	①	-		
1.19		62条	通信連絡	①	-		
2		大規模損壊	①	-			
共通	地質(第38条)			③	2021/6/25	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)			②	2022/3/18	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)			②	2021/12/24	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
備考							

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請)

※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所4号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和5年7月4日時点】

審査項目	ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2023/3/9	<p>●事業者はH断層系については、すべてのH断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどのH断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在するH-9断層で活動性評価を行うとしていることから、各H断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H断層の性状に係るデータを示すよう求めた。令和3年4月2日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8断層についてはデータ取得を行っていなかったため、当該断層についてもデータ取得を行い、他のH断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求めた。</p> <p>●令和4年3月18日の審査会合において、H-8断層及びH-9断層について追加で取得したデータから他のH断層との類似性が示された。他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層(12~13万年前の地層)に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥層が後期更新世(12~13万年前)以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求めた。上載地層の堆積年代評価の妥当性も含めて、観察事実に基づいてH-9断層ですべてのH断層の活動時期を代表できるかどうかについて、今後、事業者から説明を受けるとともに、現地調査を実施し内容を確認していく。</p> <p>●令和4年9月30日の審査会合において、事業者から、追加検討を踏まえた上載地層として用いる泥層の堆積年代評価について説明を受けた。これに対して、「泥層」が海成段丘堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、事業者が提示しているデータから明確に言える十分な物証はなく、「泥層」が12~13万年前の地層であることが立証できていないため、物証に基づき「泥層」の堆積年代を明確に示すための対応方針について示すよう求めた。</p> <p>●令和4年11月1日の審査会合において、事業者から、敷地の地質・地質構造について、上載地層の堆積年代評価に資する明確な物証を得るために十分な追加調査を行い、その調査には数ヶ月程度の期間を要するとの説明があった。同年11月14日に、原子力規制庁職員による現地確認として、敷地周辺のボーリング及びトレンチ調査の途中経過並びに今後の追加調査の検討状況について確認を実施し、審査会合において、事業者による追加調査状況を含めた活動性評価の方針について審議をする旨を伝えた。同年12月23日の審査会合において、事業者から上載地層である「泥層」の堆積年代評価に関する追加調査の方針、調査内容、進捗状況等について説明があった。これに対して、「泥層」が局所的にはなく一定の広がりをもって分布する堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、基準適合性を説明するために論理構成を構築する上で必要なデータを取得した上で、調査結果をとりまとめて説明するよう求めた。さらに、令和5年3月9日の審査会合において、「泥層」の堆積年代評価のために論理構成を構築する上で必要なデータを取得するための追加調査に係る検討方針について説明を受けた。これに対して、評価方針が一部変更になったことも含めて、評価全体の論理構成とその根拠となる取得データについての説明が未だ十分ではなかったため、再度、基準適合性を説明するための明確な論理構成及びその根拠となる取得データを十分に示した上で、調査の進捗状況と併せて事業者としての考えを十分に説明するよう求めた。追加調査を踏まえた上載地層である「泥層」の堆積年代評価等について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。なお、令和5年6月23日の「震源を特定せず策定する地震動」に係る審査会合と併せて、追加調査の進捗状況等について事業者から説明があり、「泥層」の堆積年代を評価する上で、これまで活動性評価を行うとしていた地点では補強となるデータを取得するに至っていないため、既存の評価方針にとらわれず、より説明性の向上が見込まれる他の地点において追加調査を重点的に行う方針とすることから、追加調査の方針及び期間を見直す旨の報告があった。これに対して、H断層系の活動性評価に関する評価方針を変更するのであれば、基準適合性を説明するための明確な論理構成とそれに資するデータが何であるのか、また、そのためにどのような調査を行い、どのようなデータを得る必要があるのか、H断層系の活動性評価についての論点を改めて整理するとともに、全体の論理構成及び評価方針について再度説明するよう求めた。</p>
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2022/4/15	
	震源を特定せず策定する地震動	③⇒④	2023/6/23	<p>●令和5年2月24日の審査会合において、事業者から、敷地南東部における地震動の顕著な増幅については、その影響が震源断層のうち「増幅方向」にあたる範囲に限られることから、地震動評価への反映には震源断層の設定が必要であり、震源を設定せずに行う「震源を特定せず策定する地震動」への反映は評価対象外であるとの説明を受けた。これに対して、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」において、解放基盤表面までの地震波の伝播特性を反映するという基準上の要求に違いはなく、敷地直下に存在するS波低速度層による影響により敷地近傍で発生した地震でも地震動が増幅するという事実があるため、「震源を特定せず策定する地震動」においても地震動の増幅を考慮した評価を行うよう求めた。</p> <p>●令和5年6月23日の審査会合において、事業者から、「震源を特定せず策定する地震動」においても地震動の顕著な増幅を考慮した評価を行うとの説明があり、併せてその結果についても説明があった。これに対して、「震源を特定せず策定する地震動」における地震動の顕著な増幅を考慮した地震動評価の方針及び結果も含めて、「震源を特定せず策定する地震動」の評価全体について、おおむね妥当な検討がなされていると評価した。</p>
	基準地震動	①	-	●免震構造等、長周期の地震応答が卓越する施設等について、基準地震動(長周期地震動)を別途策定する必要性の有無について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地盤・斜面の安定性	①	-	
耐震設計方針	①	-		
津波(第5条)	地震による津波	②	2023/1/27	<p>●プレート間地震による津波評価について、事業者は、申請当初に用いていた内閣府(2012)による波源モデルに基づくモデルではなく、独自に遠州灘沿岸域及び南海トラフ広域の津波痕跡高を再現した波源モデル(痕跡再現モデル)を設定し、同モデルに基づき津波評価を実施した。令和4年7月15日の審査会合において、事業者は、審査会合での指摘を踏まえ、内閣府(2012)によるライズタイム60秒を詳細パラメータスタディに含めて津波評価を実施し、敷地前面において水位上昇側が22.7mとなる評価結果を示した。これに対して、敷地前面における水位上昇側(22.7m)については、敷地への影響の程度を考慮した詳細パラメータスタディが行われていると考えられるものの、各取水槽における水位上昇側については最も影響の大きい波源が選定されているか否かについて波源選定の考え方を整理して説明するとともに、水位低下側の詳細パラメータスタディについては、各パラメータが水位低下時間に与える影響を分析し、各パラメータによる影響の大きさを考慮したパラメータスタディが実施できているか否か説明するよう求めた。</p> <p>●令和5年1月27日の審査会合において、事業者から、プレート間地震による津波評価の水位低下側の詳細パラメータスタディにおいて各パラメータが水位低下時間に与える影響を分析した上で追加ケースによるパラメータスタディを行った結果、3号取水塔において水位低下時間が13.6minに変更となる評価結果が示された。これに対して、水位上昇側及び水位低下側ともに敷地への影響の程度を考慮した詳細パラメータスタディについて改善が行われたことが確認できたものの、プレート間地震による津波は、浜岡原子力発電所の敷地周辺の津波波源のうち最も影響が大きく重要な波源であるにもかかわらず、検討波源モデルの設定に係る説明がこれまでのコメント回答の継ぎ足しであり、評価方針、論理構成等が明確になっていないため、痕跡再現モデルの位置づけを踏まえた検討波源モデルの設定の妥当性について、プレート間地震の津波評価全体における評価方針、論理構成を明確にした上で再度説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p> <p>●津波堆積物に関する調査については、令和4年11月25日の審査会合において、事業者は敷地で確認されたイベント堆積物についての起源に関する区別をせずに津波堆積物と見なす従来どおりの評価方針に戻して説明した。これに対して、敷地のイベント堆積物の上限標高に関する評価方針は確認できたが、イベント堆積物の層厚に係る考察、津波堆積物調査の柱状図及び観察記録、イベント堆積物ではないと判断した根拠等について、資料の充実化を行うことを求めた。今後、現地調査を実施し評価の妥当性について確認していく。</p> <p>●プレート間地震以外による地震の津波評価については、その評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	地震以外による津波	③	2020/5/21	●事業者による火山現象の津波影響評価において、過去の噴火規模に関する情報が不足している海底火山による津波については、評価方針も含めてその影響評価について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	基準津波	①⇒②	2023/5/26	<p>●令和5年5月26日の審査会合において、事業者から、基準津波の策定のうち、津波の組合せの評価方針及び当該方針を踏まえてプレート間地震による津波との組合せを考慮するプレート間地震以外の地震による津波に係る検討波源、パラメータスタディ等の評価方針について説明があった。これに対して、プレート間地震と海洋プレート内地震との組合せを考慮する必要がないことについて、既往の知見を整理して説明するよう求めた。また、津波の組合せについては、先行サイトで実施している時刻歴波形の線形足し合わせによる組合せ波源の絞り込みを行わず、一体計算(同一波動場での津波計算を行う方針)のみを行う方針としていることから、適切な組合せ波源が選定されていることが判断可能となるよう、単体計算の組合せ評価の傾向も踏まえて説明するよう求めた。</p> <p>●地震による津波及び地震以外の要因による津波の審査が概ね終了した後に、両者の組合せによる評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	耐津波設計方針	①	-	
竜巻(第6条)	②	2015/4/9	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	②	2015/3/19		
その他自然現象と人為事象(第6条)	②	2015/7/9	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
不法な侵入(第7条)	①	-		
内部火災(第8条)	②	2015/8/6		
内部溢水(第9条)	②	2015/5/21		
誤操作の防止(第10条)	②	2015/6/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
安全避難通路(第11条)	②	2015/6/2		
安全施設(第12条)	②	2015/4/21		
全交流電源喪失(第14条)	①	-		
SFP(第16条、23条)	①	-		
RCPB(第17条)	②	2015/2/24		
安全保護回路(第24条)	②	2015/6/2		
原子炉制御室(第26条)	②	2015/6/11	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
監視設備(第31条)	②	2015/4/2		
保安電源(第33条)	①	-		
緊急時対策所(第34条)	②	2015/3/24		
通信連絡設備(第35条)	②	2015/3/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリストに用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目			ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	②	2015/7/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
		Lv 1.5	②			
		停止時	②			
		地震	②			
		津波	②			
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		③	2015/10/15	●先行プラントの説明内容と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実確認等について確認していく。	
	解析コード		②	2015/3/3	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
	限界温度、限界圧力		②	2017/5/26		
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	②			
		高圧注水・減圧機能喪失	②			
		全交流動力電源喪失	②			
		崩壊熱除去機能喪失	②			
		原子炉停止機能喪失	②			
		LOCA時注水機能喪失	②			
	格納容器バイパス(ISLOCA)		②			
	CV	過圧破損	②	2016/9/15		
		DCH	②	2015/3/10		
		FCI	②			
		MCCI	②			
	水素燃焼		②	2015/3/10		
SFP	想定事故1	②	2015/3/17			
	想定事故2	②				
停止時	崩壊熱除去機能喪失	②	2015/3/17			
	全交流動力電源喪失	②				
	原子炉冷却材の流出	②				
	反応度誤投入	②				
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	②	2015/7/23	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
	1.1	44条	ATWS	①	-	
	1.2	45条	高圧時冷却	①		
	1.3	46条	減圧	①		
	1.4	47条	低圧時冷却	①		
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
	1.6	49条	CV冷却	①		
	1.7	50条	CV過圧破損防止	②	2015/7/21	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
	1.8	51条	CV下部注水	①	-	
	1.9	52条	CV水素対策	①	-	
	1.10	53条	RB水素対策	②	2015/8/4	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
	1.11	54条	SFP	①	-	
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-	
	1.13	56条	水源	①	-	
	1.14	57条	電源	①	-	
	1.15	58条	計装	①	-	
	1.16	59条	原子炉制御室	②	2015/6/11	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
	1.17	60条	監視測定	②	2015/4/2	
	1.18	61条	緊急時対策所	②	2015/3/24	
1.19	62条	通信連絡	②	2015/3/24		
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)		③	2022/3/18	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)		②	2021/7/16	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)		②	2021/12/17	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)		①	-		
備考						

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。



審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和5年7月4日時点】

審査項目	ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2023/3/9	<p>●事業者はH断層系については、すべてのH断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどのH断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在するH-9断層で活動性評価を行うとしていることから、各H断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H断層の性状に係るデータを示すよう求めていた。令和3年4月2日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8断層についてはデータ取得を行っていなかったため、当該断層についてもデータ取得を行い、他のH断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求めた。</p> <p>●令和4年3月18日の審査会合において、H-8断層及びH-9断層について追加で取得したデータから他のH断層との類似性が示された。他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層(12~13万年前の地層)に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥層が後期更新世(12~13万年前)以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求めた。上載地層の堆積年代評価の妥当性も含めて、観察事実に基づいてH-9断層ですべてのH断層の活動時期を代表できるかどうかについて、今後、事業者から説明を受けるとともに、現地調査を実施し内容を確認していく。</p> <p>●令和4年9月30日の審査会合において、事業者から、追加検討を踏まえた上載地層として用いる泥層の堆積年代評価について説明を受けた。これに対して、「泥層」が海成段丘堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、事業者が提示しているデータから明確に言える十分な物証はなく、「泥層」が12~13万年前の地層であることが立証できていないため、物証に基づき「泥層」の堆積年代を明確に示すための対応方針について示すよう求めた。</p> <p>●令和4年11月1日の審査会合において、事業者から、敷地の地質・地質構造について、上載地層の堆積年代評価に資する明確な物証を得るために十分な追加調査を行い、その調査には数ヶ月程度の期間を要するとの説明があった。同年11月14日に、原子力規制庁職員による現地確認として、敷地周辺のボーリング及びトレンチ調査の途中経過並びに今後の追加調査の検討状況について確認を実施し、審査会合において、事業者による追加調査状況を含めた活動性評価の方針について審議をする旨を伝えた。同年12月23日の審査会合において、事業者から上載地層である「泥層」の堆積年代評価に関する追加調査の方針、調査内容、進捗状況等について説明があった。これに対して、「泥層」が局所的にはなく一定の広がりをもって分布する堆積物であることや、古谷泥層(12~13万年前の地層)に対比される地層であることについて、基準適合性を説明するために論理構成を構築する上で必要なデータを取得した上で、調査結果をとりまとめて説明するよう求めた。さらに、令和5年3月9日の審査会合において、「泥層」の堆積年代評価のために論理構成を構築する上で必要なデータを取得するための追加調査に係る検討方針について説明を受けた。これに対して、評価方針が一部変更になったことも含めて、評価全体の論理構成とその根拠となる取得データについての説明が未だ十分ではなかったため、再度、基準適合性を説明するための明確な論理構成及びその根拠となる取得データを十分に示した上で、調査の進捗状況と併せて事業者としての考えを十分に説明するよう求めた。追加調査を踏まえた上載地層である「泥層」の堆積年代評価等について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。なお、令和5年6月23日の「震源を特定せず策定する地震動」に係る審査会合と併せて、追加調査の進捗状況等について事業者から説明があり、「泥層」の堆積年代を評価する上で、これまで活動性評価を行うとしていた地点では補強となるデータを取得するに至っていないため、既存の評価方針にとらわれず、より説明性の向上が見込まれる他の地点において追加調査を重点的に行う方針とすることから、追加調査の方針及び期間を見直す旨の報告があった。これに対して、H断層系の活動性評価に関する評価方針を変更するのであれば、基準適合性を説明するための明確な論理構成とそれに資するデータが何であるのか、また、そのためにどのような調査を行い、どのようなデータを得る必要があるのか、H断層系の活動性評価についての論点を改めて整理するとともに、全体の論理構成及び評価方針について再度説明するよう求めた。</p>
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13	
	震源を特定して策定する地震動	④	2022/4/15	
津波(第5条)	震源を特定せず策定する地震動	③⇒④	2023/6/23	<p>●令和5年2月24日の審査会合において、事業者から、敷地南東部における地震動の顕著な増幅については、その影響が震源断層のうち「増幅方向」にあたる範囲に限られることから、地震動評価への反映には震源断層の設定が必要であり、震源を設定せずに行う「震源を特定せず策定する地震動」への反映は評価対象外であるとの説明を受けた。これに対して、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」において、解放基盤表面までの地震波の伝播特性を反映するという基準上の要求に違いはなく、敷地直下に存在するS波低速層による影響により敷地近傍で発生した地震でも地震動が増幅するという事実があるため、「震源を特定せず策定する地震動」においても地震動の増幅を考慮した評価を行うよう求めた。</p> <p>●令和5年6月23日の審査会合において、事業者から、「震源を特定せず策定する地震動」においても地震動の顕著な増幅を考慮した評価を行うとの説明があり、併せてその結果についても説明があった。これに対して、「震源を特定せず策定する地震動」における地震動の顕著な増幅を考慮した地震動評価の方針及び結果も含めて、「震源を特定せず策定する地震動」の評価全体について、おおむね妥当な検討がなされていると評価した。</p>
	基準地震動	①	-	●免震構造等、長周期の地震応答が卓越する施設等について、基準地震動(長周期地震動)を別途策定する必要性の有無について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
	地震による津波	②	2023/1/27	<p>●プレート間地震による津波評価について、事業者は、申請当初に用いていた内閣府(2012)による波源モデルに基づくモデルではなく、独自に遠州灘沿岸域及び南海トラフ広域の津波痕跡高を再現した波源モデル(痕跡再現モデル)を設定し、同モデルに基づき津波評価を実施するとした。令和4年7月15日の審査会合において、事業者は、審査会合での指摘を踏まえ、内閣府(2012)によるライズタイム60秒を詳細パラメータスタディに含めて津波評価を実施し、敷地前面において水位上昇側が22.7mとなる評価結果を示した。これに対して、敷地前面における水位上昇側(22.7m)については、敷地への影響の程度を考慮した詳細パラメータスタディが行われていると考えられるものの、各取水槽における水位上昇側については最も影響の大きい波源が選定されているか否かについて波源選定の考え方を整理して説明するとともに、水位低下側の詳細パラメータスタディについては、各パラメータが水位低下時間に与える影響を分析し、各パラメータによる影響の大きさを考慮したパラメータスタディが実施できているか否か説明するよう求めた。</p> <p>●令和5年1月27日の審査会合において、事業者から、プレート間地震による津波評価の水位低下側の詳細パラメータスタディにおいて各パラメータが水位低下時間に与える影響を分析した上で追加ケースによるパラメータスタディを行った結果、3号取水塔において水位低下時間が13.6minに変更となる評価結果が示された。これに対して、水位上昇側及び水位低下側ともに敷地への影響の程度を考慮した詳細パラメータスタディについて改善が行われたことが確認できたものの、プレート間地震による津波は、浜岡原子力発電所の敷地周辺の津波波源のうち最も影響が大きく重要な波源であるにもかかわらず、検討波源モデルの設定に係る説明がこれまでのコメント回答の継ぎ足しであり、評価方針、論理構成等が明確になっていないため、痕跡再現モデルの位置づけを踏まえた検討波源モデルの設定の妥当性について、プレート間地震の津波評価全体における評価方針、論理構成を明確にした上で再度説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p> <p>●津波堆積物に関する調査については、令和4年11月25日の審査会合において、事業者は敷地で確認されたイベント堆積物についての起源に関する区別をせずに津波堆積物と見なす従来どおりの評価方針に戻して説明した。これに対して、敷地のイベント堆積物の上限標高に関する評価方針は確認できたが、イベント堆積物の層厚に係る考察、津波堆積物調査の柱状図及び観察記録、イベント堆積物ではないと判断した根拠等について、資料の充実化を行うことを求めた。今後、現地調査を実施し評価の妥当性について確認していく。</p> <p>●プレート間地震以外による地震の津波評価については、その評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
地震以外による津波	③	2020/5/21	●事業者による火山現象の津波影響評価において、過去の噴火規模に関する情報が不足している海底火山による津波については、評価方針も含めてその影響評価について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
基準津波	①⇒②	2023/5/26	●令和5年5月26日の審査会合において、事業者から、基準津波の策定のうち、津波の組合せの評価方針及び当該方針を踏まえてプレート間地震による津波との組合せを考慮するプレート間地震以外の地震による津波に係る検討波源、パラメータスタディ等の評価方針について説明があった。これに対して、プレート間地震と海洋プレート内地震との組合せを考慮する必要がないことについて、既往の知見を整理して説明するよう求めた。また、津波の組合せについては、先行サイトで実施している時刻歴波形の線形足し合わせによる組合せ波源の絞り込みを行わず、一体計算(同一波動場での津波計算を行う方針)のみを行う方針としていることから、適切な組合せ波源が選定されていることが判断可能となるよう、単体計算の組合せ評価の傾向も踏まえて説明するよう求めた。地震による津波及び地震以外の要因による津波の審査が概ね終了した後に、両者の組合せによる評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示	
竜巻(第6条)	①	-		
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	①	-		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-		
不法な侵入(第7条)	①	-		
内部火災(第8条)	①	-		
内部溢水(第9条)	①	-		
誤操作の防止(第10条)	①	-		
安全避難通路(第11条)	①	-		
安全施設(第12条)	①	-		
全交流電源喪失(第14条)	①	-		
SFP(第16条、23条)	①	-		
RCPB(第17条)	①	-		
安全保護回路(第24条)	①	-		
原子炉制御室(第26条)	①	-		
監視設備(第31条)	①	-		
保安電源(第33条)	①	-		
緊急時対策所(第34条)	①	-		
通信連絡設備(第35条)	①	-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目			ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点		
重大事故等対処施設関係	有効性評価(37条)	PRA	Lv 1	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示	
			Lv 1.5	①	-		
			停止時	①	-		
			地震	①	-		
			津波	①	-		
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス	①	-			
		解析コード	①	-			
		限界温度、限界圧力	①	-			
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-		
			高圧注水・減圧機能喪失	①	-		
	全交流動力電源喪失		①	-			
	崩壊熱除去機能喪失		①	-			
	原子炉停止機能喪失		①	-			
	LOCA時注水機能喪失		①	-			
	格納容器バイパス(ISLOCA)		①	-			
	CV	過圧破損	①	-			
		DCH	①	-			
		FCI	①	-			
		MCCI	①	-			
		水素燃焼	①	-			
	SFP	想定事故1	①	-			
		想定事故2	①	-			
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
		全交流動力電源喪失	①	-			
		原子炉冷却材の流出	①	-			
		反応度誤投入	①	-			
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①		-
		1.1	44条	ATWS	①		-
		1.2	45条	高圧時冷却	①		-
		1.3	46条	減圧	①		-
		1.4	47条	低圧時冷却	①		-
		1.5	48条	最終ヒートシンク	①		-
		1.6	49条	CV冷却	①		-
1.7		50条	CV過圧破損防止	①	-		
1.8		51条	CV下部注水	①	-		
1.9		52条	CV水素対策	①	-		
1.10		53条	RB水素対策	①	-		
1.11		54条	SFP	①	-		
1.12		55条	建屋外RI抑制	①	-		
1.13		56条	水源	①	-		
1.14		57条	電源	①	-		
1.15		58条	計装	①	-		
1.16		59条	原子炉制御室	①	-		
1.17		60条	監視測定	①	-		
1.18		61条	緊急時対策所	①	-		
1.19	62条	通信連絡	①	-			
2		大規模損壊	①	-			
共通	地質(第38条)			③	2022/3/18	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)			②	2021/7/16	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)			②	2021/12/17	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示	
備考							

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

日本原子力発電(株)敦賀発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和5年7月4日時点】

審査項目	ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	②	2023/3/17	<p>●K断層の重要施設直下への連続性の評価に係る審査の過程において、評価の妥当性を確認するためのボーリング柱状図の記載が説明がなく削除・変更されていることが確認された。これに関し、令和2年6月の審査会合において、事業者から、ボーリング柱状図の元データとなる調査会社による調査報告書とともに、柱状図変更の経緯、変更等を含めて説明があった。これに対して、調査会社が作成した申請書の元データの存否を調査会社にも確認の上明らかにし、資料提出を行うこと、調査会社の調査報告書から申請書に反映すべきデータを事業者として明確にし、それをもとにどのような書き換えがあったのかを報告し直すこと、データ書き換えの不適合管理に係る要因分析等が不足しているため、更に深掘りして検討を行うことなどを求めた。令和2年10月30日の審査会合では、これらの指示に対して、事業者が、評価に必要な柱状図の元データを示し、また、今後は適切な記載の柱状図を提出する方針が示されたことから、敷地内断層の審査を継続することとした。他方で、令和2年10月7日の原子力規制委員会において、事業者による柱状図データ書き換えの原因調査分析の妥当性については、原子力規制検査の中で確認していくこととし、令和3年7月28日の原子力規制委員会での経過報告を行った。令和3年8月18日の原子力規制委員会において、当該経過報告を踏まえた審査の取扱いについて議論された。その結果、原子力規制検査において、以下の2点を満たす業務プロセスの構築が確認されるまでの間は、審査会合を実施しないこととした。</p> <p>①調査データのトレーサビリティが確保されること ②複数の調査手法により評価結果が審査資料に示される場合はその判断根拠が明確にされること</p> <p>●令和4年10月26日の原子力規制委員会において、原子力規制検査の結果として、事業者の審査資料作成に関する業務プロセスの改善がなされていることの報告を受け、審査の再開を決定した。</p> <p>●同年12月9日の審査会合において、事業者から、改善した業務プロセスの内容と、同プロセスに基づき、審査のもととなるボーリング柱状図やそれ以外の調査データをどのように修正したか等について説明があった。これに対して、修正が必要となった箇所(柱状図以外の調査データ157項目)に関し、いくつかの事例について修正の内容、理由などを詳細に確認した結果、修正履歴のトレーサビリティが確保されていることは確認できたが、調査データに対する評価を見直したものを「記載の誤り」としているなど、調査データの取扱いが必ずしも適切に行われていないため、適切にカテゴリ分けした上で、修正の判断根拠を明示するなどの資料の改善を求めた。</p> <p>●令和5年2月10日の審査会合において、事業者から、柱状図以外の調査データの変更箇所に関し、変更、修正等の用語を定義した上で、変更理由の説明、分類について、いくつかの項目を抽出し、例示的な説明があった。これに対して、複雑なケースや例外的なケースについては丁寧かつ正確な記載を求めるとともに、調査データの確認結果について記載の適正化や拡充を求めた。その後、事業者から、令和4年12月9日の審査会合での指摘事項を踏まえて資料作成を行っていたところ、審査資料に新たな誤り(薄片試料の作製位置)が見つかったとの連絡があったことから、急速、令和5年3月17日に審査会合を開催し、事業者から、新たな誤りの概要やその時点までの取組状況について説明があった。ボーリング柱状図の書き換えを踏まえて業務プロセスを再構築したにもかかわらず、新たな調査データの誤りが見つかったこと、また、直近2回の審査会合での指摘事項に対する回答がなされていないことから、実質的な審査に入れない状況が続いていた。</p> <p>●令和5年4月5日の原子力規制委員会において、審査資料の誤り等を踏まえた今後の審査の進め方について、委員間で議論を行った結果、今後の審査を進めるためには、設置変更許可申請書として申請内容を適正化する必要があるため、事業者に対して、K断層の連続性等に関する申請内容について、令和5年8月31日までに同申請の一部修正を求めるとともに、その内容について、事業者の意思を確認することとした。令和5年4月11日の原子力規制委員会において、事業者の経営層との意見交換を行い、同申請書の一部修正を令和5年8月31日までに行うとの意思を確認した。それを受け、令和5年4月18日の原子力規制委員会において、同申請書の修正を求める指導文書を発出することについて決定した。</p>
			敷地周辺の地質・地質構造
地震動 (第3、4条)	地下構造	①	-
	震源を特定して策定する地震動	②	2019/12/13
	震源を特定せず策定する地震動	①	-
	基準地震動	①	-
	地盤・斜面の安定性	①	-
	耐震設計方針	①	-
津波(第5条)	地震による津波	①	-
	地震以外による津波	①	-
	基準津波	①	-
	耐津波設計方針	①	-
竜巻(第6条)	①	-	
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-
	火山事象に対する設計方針	①	-
外部火災(第6条)	①	-	
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-	
不法な侵入(第7条)	①	-	
内部火災(第8条)	①	-	
内部溢水(第9条)	①	-	
誤操作の防止(第10条)	①	-	
安全避難通路(第11条)	①	-	
安全施設(第12条)	①	-	
全交流電源喪失(第14条)	①	-	
SFP(第16条、23条)	①	-	
RCPB(第17条)	①	-	
安全保護回路(第24条)	①	-	
原子炉制御室(第26条)	①	-	
監視設備(第31条)	①	-	
保安電源(第33条)	①	-	
緊急時対策所(第34条)	①	-	
通信連絡設備(第35条)	①	-	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規規制による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。



審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-	
		Lv 1.5	①		
		停止時	①		
		地震	①		
		津波	①		
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①	-	
	解析コード		①		
	限界温度、限界圧力		①	-	
	炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失		①	-
		全交流動力電源喪失		①	
		原子炉補機冷却機能喪失		①	
		原子炉格納容器の除熱機能喪失		①	
		原子炉停止機能喪失		①	
		ECCS 注水機能喪失		①	
		ECCS 再循環機能喪失		①	
	格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)		①		
	CV	過圧破損		①	-
		過温破損		①	-
		DCH		①	-
		FCI		①	-
MCCI		①	-		
SFP	想定事故1		①	-	
	想定事故2		①	-	
停止時	崩壊熱除去機能喪失		①	-	
	全交流動力電源喪失		①		
	原子炉冷却材の流出		①		
	反応度誤投入		①		
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-
	1.1	44条	ATWS	①	-
	1.2	45条	高圧時冷却	①	
	1.3	46条	減圧	①	
	1.4	47条	低圧時冷却	①	
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①	
	1.6	49条	CV 冷却	①	-
	1.7	50条	CV 過圧破損防止	①	-
	1.8	51条	CV 下部注水	①	-
	1.9	52条	CV 水素対策	①	-
	1.10	53条	RB 水素対策	①	-
	1.11	54条	SFP	①	-
	1.12	55条	建屋外 RI 抑制	①	-
	1.13	56条	水源	①	-
	1.14	57条	電源	①	-
	1.15	58条	計装	①	-
	1.16	59条	原子炉制御室	①	-
	1.17	60条	監視測定	①	-
	1.18	61条	緊急時対策所	①	-
1.19	62条	通信連絡	①	-	
2		大規模損壊	①	-	
共通	地質(第38条)		②	2020/10/30	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
	地震動(第38、39条)		②	2019/12/13	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)		①	-	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
備考					

●概要説明を聴取し、主要な論点を提示  
先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)  
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。  
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。  
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。  
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中国電力(株)島根原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和5年7月4日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	①	-	●令和4年6月29日に、申請書の補正がなされた。このうち、事業者は解析コード(LANGR/AETNA)の妥当性から説明を始めたこと、同年9月29日、12月13日、令和5年3月28日及び5月18日の審査会合において、当該解析コードの概要、重要現象についてのモデル化、解析モデル並びに解析コードの検証、妥当性確認及び適用性について説明を受けた。今後、これまでの審査会合で行った解析コードの妥当性確認等に関する指摘について、事業者からの回答を確認していく。(主に第13条(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)、第15条(炉心等)及び第25条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に関する審査項目)
	敷地周辺の地質・地質構造	①	-	
地震動 (第3、4条)	地下構造	①	-	
	震源を特定して策定する地震動	①	-	
	震源を特定せず策定する地震動	①	-	
	基準地震動	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	
津波(第5条)	地震による津波	①	-	
	地震以外による津波	①	-	
	基準津波	①	-	
	耐津波設計方針	①	-	
竜巻(第6条)		①	-	
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)		①	-	
その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-	
不法な侵入(第7条)		①	-	
内部火災(第8条)		①	-	
内部溢水(第9条)		①	-	
誤操作の防止(第10条)		①	-	
安全避難通路(第11条)		①	-	
安全施設(第12条)		①	-	
全交流電源喪失(第14条)		①	-	
SFP(第16条、23条)		①	-	
RCPB(第17条)		①	-	
安全保護回路(第24条)		①	-	
原子炉制御室(第26条)		①	-	
監視設備(第31条)		①	-	
保安電源(第33条)		①	-	
緊急時対策所(第34条)		①	-	
通信連絡設備(第35条)		①	-	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がない。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。



審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点		
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-		
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス		①	-		
	解析コード		①			
	限界温度、限界圧力		①			
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-		
		高圧注水・減圧機能喪失	①			
		全交流動力電源喪失	①			
		崩壊熱除去機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		LOCA 時注水機能喪失	①			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①			
	CV	過圧破損	①	-		
		DCH	①	-		
		FCI	①	-		
		MCCI	①	-		
	SFP	水素燃焼	①	-		
		想定事故1	①	-		
	停止時	想定事故2	①	-		
		崩壊熱除去機能喪失	①	-		
		全交流動力電源喪失	①			
		原子炉冷却材の流出	①			
	反応度誤投入	①				
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-
		1.1	44条	ATWS	①	-
		1.2	45条	高圧時冷却	①	
		1.3	46条	減圧	①	
		1.4	47条	低圧時冷却	①	
		1.5	48条	最終ヒートシンク	①	
		1.6	49条	CV冷却	①	
1.7		50条	CV過圧破損防止	①		
1.8		51条	CV下部注水	①		
1.9		52条	CV水素対策	①		
1.10		53条	RB水素対策	①		
1.11		54条	SFP	①		
1.12		55条	建屋外RI抑制	①		
1.13		56条	水源	①		
1.14		57条	電源	①		
1.15		58条	計装	①		
1.16		59条	原子炉制御室	①		
1.17		60条	監視測定	①		
1.18		61条	緊急時対策所	①		
1.19		62条	通信連絡	①		
2		大規模損壊	①			
共通	地質(第38条)		①	-		
	地震動(第38、39条)		①	-		
	津波(第40条)		①	-		
	火災(第41条)		①	-		
備考						

●令和4年6月29日に、申請書の補正がなされた。このうち、事業者は解析コード(LANCR/AETNA)の妥当性から説明を始めたいとしたことから、同年9月29日、12月13日、令和5年3月28日及び5月18日の審査会合において、当該解析コードの概要、重要現象についてのモデル化、解析モデル並びに解析コードの検証、妥当性確認及び適用性について説明を受けた。今後、これまでの審査会合で行った解析コードの妥当性確認等に関する指摘について、事業者からの回答を確認していく。(主に第13条(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)、第15条(炉心等)及び第25条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)に関する審査項目)

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)  
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。  
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がない。  
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。  
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

## 審査進捗状況表 (特定重大事故等対処施設)

・ 中国電力(株)島根原子力発電所 2号炉 . . . . .	27
・ 東北電力(株)女川原子力発電所 2号炉 . . . . .	28

※1 申請順に記載

※2 電源開発(株)大間原子力発電所及び北海道電力(株)泊発電所 3号炉については、前回（令和5年4月5日第1回原子力規制委員会）報告時から変更等がないため、省略する。

審査進捗状況表

中国電力(株)島根原子力発電所2号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和5年7月4日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	①⇒②	2023/4/7	●令和5年4月7日の審査会合において、特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造に係る初回会合を行い、事業者から、同施設の設置地盤に分布するシームに関し、その分布、性状及び活動性評価について説明を受けた。これに対して、本体施設に係る新規規制基準適合性審査時には、敷地のシームが同様の成因で形成されたものであることから、代表シームを鉱物脈法で評価することによって、全シームの活動性を評価していたが、今般新たに確認されたシームについては、当該代表シームと成因が同一であると評価する根拠が不十分であることから、十分な根拠に基づいて既許可における評価に沿って説明を行う、又は鉱物脈法による活動性評価を行うよう求めた。引き続き、事業者からの説明を受け、内容を確認していく。	
	地震動 (第38、39条)	④	2022/12/9		
津波(第40条)	基準地震動	④	2022/12/9		
	耐震設計方針	③⇒④	2022/10/27	今後、事業者からの説明を受け、内容を確認していく。	
火災 (第41条)	基準津波	④	2022/12/9		
	耐津波設計方針	④	2022/11/22		
共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		③⇒④	2023/4/25	●令和5年4月25日の審査会合において、火災区域・区画の設定の基本的な考え方について、基準の要求と整合する説明がなされたことから、おおむね審査済みとした。	
特定重大事故等対処施設  特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		④	2023/3/16	
	設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	④	2022/5/24	
		炉内溶融炉心の冷却機能	④	2022/5/24	
		CV内溶融炉心の冷却機能	④	2022/5/24	
		CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	④	2022/5/24	
		CVの過圧破損防止機能	④	2023/3/16	
		水素爆発によるCV破損防止機能	④	2022/12/15	
		電源設備	④	2022/9/27	
		計装設備	④	2022/9/27	
	通信連絡設備	④	2022/9/27		
	緊急時制御室	④	2022/11/22		
	使命期間(第3号)		④	2022/11/22	
効果の評価(主に第2号)		④	2022/12/15		
技術的能力	1.0	共通	④	2022/11/22	
	2.2	準備操作	④	2022/12/15	
		減圧	④	2022/11/22	
		炉内溶融炉心冷却	④	2022/11/22	
		CV内溶融炉心冷却	④	2022/11/22	
		CV冷却・減圧	④	2022/11/22	
		CV過圧破損防止	④	2023/2/14	
		CV水素対策	④	2022/11/22	
		サポート機能(電源)	④	2022/11/22	
		サポート機能(計装)	④	2022/11/22	
		サポート機能(通信連絡)	④	2022/11/22	
緊急時制御室	④	2022/11/22			
備考					

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

東北電力(株)女川原子力発電所2号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和5年7月4日時点】

審査項目		ステイタス*	直近の審査会合	現時点における主な論点		
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	②⇒④	2023/5/26	●令和5年5月26日の審査会合において、本体施設に係る新規制基準適合性審査時には確認されていなかった断層の活動性評価に係る追加調査の結果及び評価並びに現地調査時のコメント回答に関する説明が一通りなされ、当該断層は「将来活動する可能性のある断層等」には該当しないと内容について、おおむね妥当な検討がなされたものと評価した。	
	地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①⇒④	2023/6/16		
		耐震設計方針	④	2022/10/27		
	津波(第40条)	耐津波設計方針	④	2022/8/30		
	火災 (第41条)		④	2022/10/27		
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		④	2022/8/30		
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		④		2022/10/27
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	④		2022/5/24
			炉内溶融炉心の冷却機能	④		2022/5/24
			CV内溶融炉心の冷却機能	④		2022/5/24
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	④		2022/5/24
			CVの過圧破損防止機能	④		2022/9/27
			水素爆発によるCV破損防止機能	④		2022/7/21
			電源設備	④		2022/10/27
			計装設備	④		2022/8/30
通信連絡設備			④	2022/8/30		
緊急時制御室	④	2022/8/30				
使命期間(第3号)		④	2022/9/27			
効果の評価(主に第2号)		④	2022/9/27			
技術的能力	1.0	共通	④	2022/9/27		
	2.2	準備操作	④	2022/9/27		
		減圧	④	2022/9/27		
		炉内溶融炉心冷却	④	2022/9/27		
		CV内溶融炉心冷却	④	2022/9/27		
		CV冷却・減圧	④	2022/9/27		
		CV過圧破損防止	④	2022/9/27		
		CV水素対策	④	2022/9/27		
		サポート機能(電源)	④	2022/9/27		
		サポート機能(計装)	④	2022/9/27		
サポート機能(通信連絡)	④	2022/9/27				
緊急時制御室	④	2022/9/27				
備考						

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

新規制基準適合性審査における主な審査状況(設置変更許可)

参考資料1  
令和5年7月4日現在

			PWR			BWR																					
			泊1, 2	泊3	敦賀	島根3	浜岡3	浜岡4	東通	志賀	大間																
地震・津波	地質	・敷地の地質・地質構造	※地質、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、泊3号の知見を反映して審査を行う	おおむね審議済	審議中 (敷地内破砕帯の活動性評価)	※地質、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、島根2号の知見を反映して審査を行う	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)		おおむね審議済	おおむね審議済	審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)																
		・敷地周辺の地質・地質構造		おおむね審議済			おおむね審議済	おおむね審議済																			
	地震動	・地下構造		おおむね審議済	審議中 (浦底断層による地震動評価)		おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済		おおむね審議済	審議中	審議中	審議中(内陸地殻内地震)													
		・震源を特定して策定する地震動		おおむね審議済			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済		審議中	審議中	審議中														
		・震源を特定せず策定する地震動		おおむね審議済			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済		審議中	審議中	審議中														
		・基準地震動		おおむね審議済			おおむね審議済	おおむね審議済	おおむね審議済		審議中	審議中	審議中														
	津波	・地震による津波		審議中(積丹半島北西沖の断層等による津波評価)	※敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議		おおむね審議済	審議中(プレート間地震による津波評価)	おおむね審議済		審議中	おおむね審議済	審議中	おおむね審議済													
		・地震以外による津波		おおむね審議済			審議中	おおむね審議済	審議中		おおむね審議済	審議中															
		・基準津波		審議中(津波の組合せの評価方針)			審議中	審議中	審議中		審議中																
	地盤・斜面の安定性																										
火山事象				審議中(火山活動の可能性評価、降下火砕物の層厚の再評価)																							
プラント	耐震設計方針		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※泊3を優先して審査を実施中	審議中(防潮堤等に関する耐震設計方針)	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取 ※島根2号の知見を反映して審査を行う			概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明されている	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示																
	耐津波設計方針			審議中(防潮堤等に関する耐津波設計方針)																							
	DB	外部事象		・竜巻に対する設計方針			おおむね審議済 ※耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、まとめ資料を順次確認していく。	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示				概要説明を聴取 ※島根2号の知見を反映して審査を行う	概要説明を聴取し、主要な論点を提示	審議中	概要説明を聴取し、主要な論点を提示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明されている	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示									
				・火山に対する設計方針										審議中													
				・外部火災に対する設計方針										審議中													
				・その他自然現象等に対する設計方針										審議中													
		内部火災		審議中																							
	内部溢水	審議中																									
	安全施設等																										
	SA	有効性評価		・炉心損傷防止			概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示				概要説明を聴取 ※島根2号の知見を反映して審査を行う	概要説明を聴取し、主要な論点を提示	一部着手(乾式貯蔵に係る設計を含む。)	概要説明を聴取し、主要な論点を提示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明されている	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示									
				・格納容器破損防止										審議中													
				・使用済燃料貯蔵槽										審議中													
				・停止時										審議中													
				・シーケンス選定										審議中													
		・解析コード		審議中																							
		設備・手順		・停止失敗時未臨界確保										概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示					概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取 ※島根2号の知見を反映して審査を行う	概要説明を聴取し、主要な論点を提示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示	一部着手(乾式貯蔵に係る設計を含む。)	概要説明を聴取し、主要な論点を提示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明されている	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
				・炉心冷却(高压冷却、減圧、低圧冷却)																			審議中				
				・最終ヒートシンク																			審議中				
				・格納容器(冷却、過圧破損防止、下部注水)																			審議中				
				・水素対策(格納容器、原子炉建屋)																			審議中				
・使用済燃料貯蔵槽			審議中																								
・緊急時対策所			審議中																								
・その他(監視測定、通信連絡等)			審議中																								
・大規模損壊			審議中																								
技術的能力																											
備考																											

注)おおむね審議済であっても、審査の過程で追加の課題が出てくることもあり得る。

空欄:未審議のもの 一部着手:一部の論点について議論を開始したもの(括弧書きは着手した論点) 審議中:一通り審議を開始したもの(括弧書きは主要な論点)

## 【本体施設】

## ○設計及び工事の計画の認可

令和5年7月4日

	主な課題	審査状況	備考
柏崎刈羽 6・7号	—	7号機については、令和2年10月14日に認可した。 6号機については、平成29年12月27日の設置変更許可を踏まえた補正がなされていないが、令和3年7月に大物搬入建屋の杭に損傷が発見された事案に関し、審査会合（令和4年7月28日、10月20日及び11月21日）で、東京電力が行った損傷要因に係る分析及び調査の内容を確認し、その確認結果等を、令和4年12月7日の委員会で報告した。 今後、補正がなされれば、今回損傷が認められた杭の再使用等の措置の耐震安全性への影響に留意し、審査を行う。	
島根 2号	—	令和3年9月15日の新規制基準適合に係る設置変更許可を踏まえ、同年10月1日、12月22日、令和4年3月28日、5月25日、7月28日、10月31日及び12月23日に7回補正がなされた。令和5年4月20日の審査会合において、火災防護対策についての説明を受け、議論は概ね収束した。同年6月22日に、これまでの議論を踏まえた補正がなされた。現在、審査結果の取りまとめ中。	

## ○保安規定変更認可

	主な課題	審査の現状	備考
柏崎刈羽 6・7号	—	7号機については、令和2年10月30日に認可した。 6号機については、まだ申請がなされていない。	
島根 2号	—	令和5年1月31日に、新規制基準適合に係る設置変更許可及び設計及び工事の計画の認可申請を反映した補正がなされ、同年3月28日の審査会合において、補正の概要説明を受けた。今後、各項目の具体的な内容及び審査会合での指摘事項への回答を確認していく。	
東海第二	—	平成26年5月20日付けで申請された保安規定変更認可申請（本体施設）について、令和5年6月23日に、新規制基準への適合及び特定重大事故等対処施設等の設置に係る設置変更許可並びに設計及び工事の計画の認可の内容を反映した補正がなされた。今後、審査会合で内容を確認していく。	

【特定重大事故等対処施設】

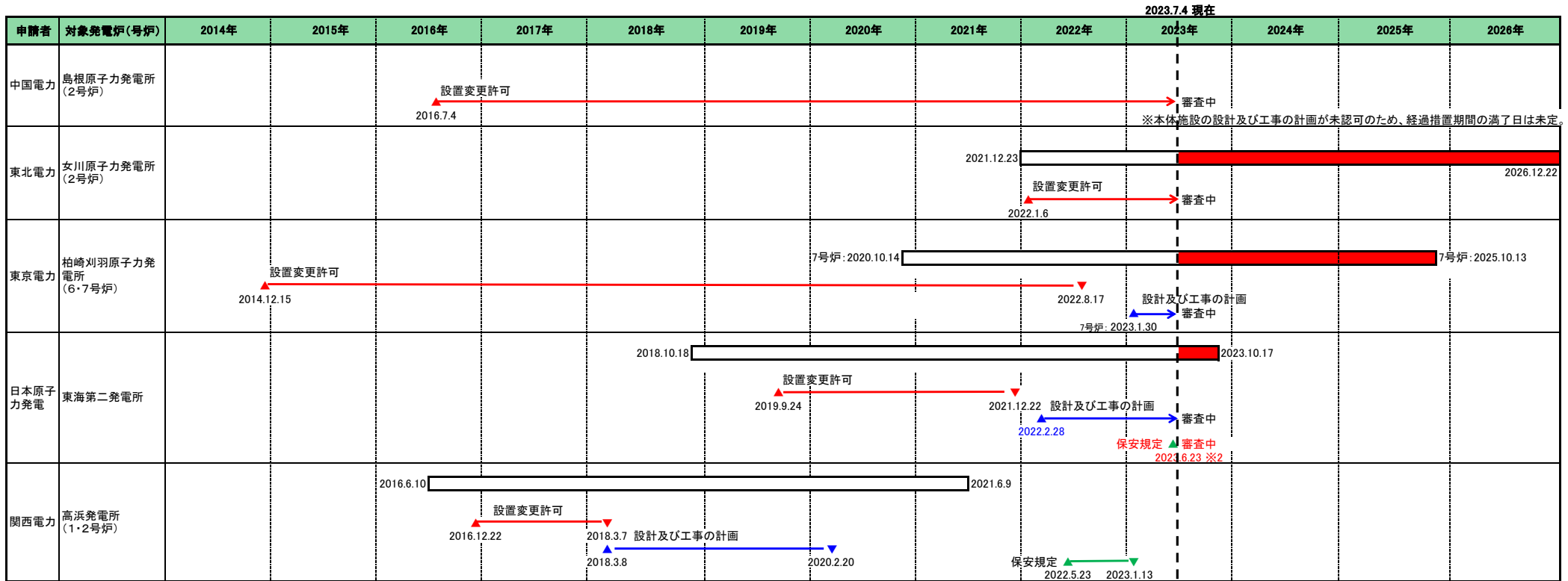
○設計及び工事の計画の認可

	主な課題	審査の現状	備考
東海第二	—	<p>第1回申請については令和4年11月16日に、第2回申請については令和5年5月31日に認可した。</p> <p>令和4年10月19日に第3回申請がなされ、令和5年6月6日の審査会合で、主要な論点に係る議論は概ね収束した。今後、これまでの議論を踏まえた補正がなされれば、その内容を確認していく。</p> <p>令和5年5月31日に第4回申請がなされた。</p>	全4分割申請予定。
柏崎刈羽 7号	—	<p>令和5年1月30日に第1回申請があり、同年6月6日の審査会合で、航空機衝突影響評価に用いる解析コードの妥当性等について議論を行った。引き続き、審査会合において、航空機衝突影響評価等の内容を確認していく。</p>	<p>全4分割申請予定。</p> <p>令和5年3月14日に、特定重大事故等対処施設の一部の構造を変更する設置変更許可申請がなされたことから、当該設置変更許可申請による影響を受けないことを確認した範囲で審査を進めている。</p>

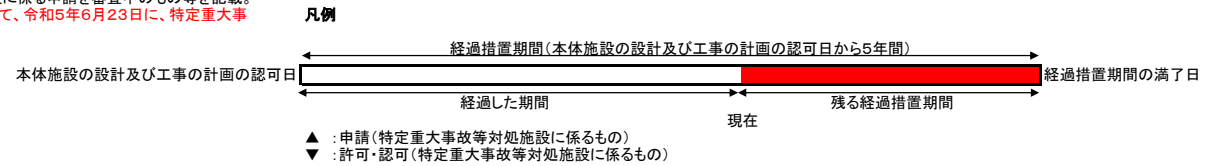
○保安規定変更認可

	主な課題	審査の現状	備考
東海第二	—	<p>平成26年5月20日付けで申請された保安規定変更認可申請(本体施設)について、令和5年6月23日に、新規制基準への適合及び特定重大事故等対処施設等の設置に係る設置変更許可並びに設計及び工事の計画の認可の内容を反映した補正がなされた。(再掲)</p>	

特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間



※1 本体施設の設置変更許可処分を行ったプラントのうち、特定重大事故等対象施設に係る申請を審査中のもの等を記載。  
 ※2 平成26年5月20日付けで申請された保安規定変更認可申請(本体施設)について、令和5年6月23日に、特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更許可の内容を反映した補正がなされた。





標準応答スペクトルの取り入れに係る審査状況

標準応答スペクトルの取り入れに関する設置許可基準規則解釈等の一部改正（令和3年4月21日施行）後、基準地震動の変更に係る設置変更許可申請書が提出された原子力発電所のうち、審査中の案件の状況は下表のとおり。ただし、本体施設を審査中の原子力発電所の案件の状況は、別冊1にまとめて記載している。同申請書が提出された原子力発電所のうち、四国電力株式会社伊方発電所3号炉（令和3年7月15日申請）については、令和5年5月24日に設置変更許可を行った。

なお、原子力規制委員会において、東北電力株式会社女川原子力発電所2号炉、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉、関西電力株式会社美浜発電所3号炉、大飯発電所3・4号炉及び高浜発電所1・2・3・4号炉並びに中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉については、標準応答スペクトルの取り入れに伴う基準地震動の変更は不要と判断している。

	審査の状況
<p>東海第二 (令和3年6月25日申請)</p>	<p>令和4年6月10日の審査会合において、標準応答スペクトルの取り入れに伴う基準地震動 Ss-32 を追加することについて概ね審査了としている。一方で、基準地震動 Ss-32 の評価に用いた「標準応答スペクトル用地盤モデル」を参照し、「全国共通に考慮すべき地震動」のうち、「2004年北海道留萌支庁南部地震の検討結果に保守性を考慮した地震動」を検証した結果、既許可申請における（同地震動による）基準地震動 Ss-31 を一部周期帯で上回る結果が確認されたため、基準地震動 Ss-31 の変更要否について検討を求めていたところ、令和4年12月2日の審査会合において、基準地震動 Ss-31 の評価に用いた「留萌用地盤モデル」を変更する必要はなく、基準地震動 Ss-31 も変更する必要がない旨の説明がなされたが、その根拠が十分示されていないことから、更なる説明を求めた。</p> <p>令和5年4月7日の審査会合において、「留萌用地盤モデル」を変更する必要はなく、基準地震動 Ss-31 を変更する必要がないことについて以下の説明がなされ、おおむね妥当な検討がなされていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両地盤モデルは、それぞれ一次元地下構造モデルとしての深さ方向の評価範囲が異なっており、「標準応答スペクトル用地盤モデル」は、地震基盤相当面（Vs=2,200 cm/s, E. L. -679m）から解放基盤表面（Vs=790 cm/s, E. L. -370 m）の範囲をその主たる評価範囲としている一方、「留萌用地盤モデル」は、2004年北海道留萌支庁南部の地震の観測記録の基盤相当面（Vs=938 cm/s, E. L. -655 m）から解放基盤表面を評価範囲とし、それぞれの範囲において地震観測記録に基づく同定解析によりその妥当性が確認されていること。</li> <li>・「標準応答スペクトル用地盤モデル」は、その評価範囲に速度コントラストの大きい地層境界面が存在しており、地震波の減衰による変化が大きいことから、既許可の際に用いた地下構造モデル（統計的グリーン関数法用地盤モデル）では、保守的な減衰定数を設定していたが、標準応答スペクトルの評価に当たり、新たな地震観測記録等が得られたことから、現実的な減衰定数を設定したこと。</li> <li>・その一方で、「留萌用地盤モデル」は、その評価範囲に速度コントラストの大きい境界面が存在せず、地震波の減衰による変化は小さいこと、及び当該モデルに関する新知見は得られていないことから、上記の減衰定数を反映させる必要はないこと。</li> </ul> <p>令和5年6月23日に、基準地震動に関するこれまでの審査内容及び特定重大事故等対処施設に係る基準地震動 Ss-32 による地盤・斜面の安定性評価を反映した申請書の一部補正がなされた。今後、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価並びに耐震設計方針について事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>

<p>川内 1・2号炉 (令和3年4月26日申請)</p>	<p>事業者は、玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の両発電所に係る標準応答スペクトルの取り入れに伴う地震動評価について、同じ手法を用いて、地下構造モデルの設定から検討・評価していることから、令和5年2月10日の審査会合までは合同で審査をしていたが、同審査会合において、川内については、地下構造モデルの設定において、EL. -200m 以浅のみの地盤減衰の見直しを行うとする現在の方針では観測記録が再現できないため設定方針の見直しが必要となり、玄海とは進捗状況に大きな差が生じたことから、以降は、川内と玄海を別々に審査している。</p> <p>令和5年4月28日の審査会合において、事業者は地下構造モデルの設定方針の検討に時間を要していたため、事業者が提示した説明完了までのスケジュールの実現は非常に困難であり、地下構造モデルの設定方針の検討においては既許可と同じ地下構造モデルを用いることも選択肢の一つとしてあり得ることを改めて指摘した。</p> <p>令和5年6月30日の審査会合において、事業者から既許可と同じ地下構造モデルを用いる旨の説明があり、設定の考え方や根拠の妥当性について確認できたため、地下構造モデルの設定については、おおむね妥当な検討がなされていると評価した。今後、基準地震動の策定について事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
<p>玄海 3・4号炉 (令和3年8月23日申請)</p>	<p>令和5年2月10日の審査会合において、事業者が設定した地下構造モデルを用いた地震動評価と観測記録とが概ね整合していることから、現在の EL. -200m 以浅の地盤減衰のみを見直す方針で良いことが確認でき、同年4月28日の審査会合において、地下構造モデルの設定についておおむね妥当な検討がなされていると評価したものの、地下構造モデルの設定の考え方、設定した地下構造モデルを用いた地震動評価結果等について資料の充実化・適正化について、引き続き事業者に求めた。</p> <p>令和5年6月16日の審査会合において、地下構造モデルの設定に係る資料の充実化・適正化及び標準応答スペクトルに基づく地震動評価の妥当性について確認できたため、基準地震動の策定については、おおむね妥当な検討がなされていると評価した。今後、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価並びに耐震設計方針について事業者から説明を受け、内容を確認していく。なお、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に用いる物性値等については、地震動評価にかかわらず審査可能であることから、令和4年12月2日の審査会合において、その内容を確認し、既許可に用いた物性値等と変更がないことを確認している。</p>

1-1. バックフィット (設工認)

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	玄海3・4	火災感知器	2022.02.10	2019.02.13 施行の実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の改正(火災感知器の設置方法に係る変更)に伴う基準への適合に係る申請。	2023.06.29 に認可。
2	川内1・2	同上	2022.02.10	同上	2023.06.29 に認可。
3	美浜3	同上	2022.04.28	同上	2023.06.22 に認可。
4	高浜1～4	同上	2022.04.28	同上	2023.06.22 に認可。
5	伊方3	火災感知器 (特重を含む)	2022.06.30	同上	2023.03.02 までの審査会合で、申請内容を概ね確認済みであり、2023.04.25 に補正を受理。審査結果の取りまとめ中。
6	美浜3	火災感知器 (特重)	2022.12.09	同上	2023.06.29 に認可。
7	高浜1～4	同上	2022.12.09	同上	2023.06.29 に認可。
8	大飯3・4	同上	2022.12.09	同上	2023.06.29 に認可。
9	玄海3・4	同上	2023.01.24	同上	2023.03.16 の審査会合で、概要を聴取。審査結果取りまとめ中。
10	川内1・2	同上	2023.01.24	同上	同上
11	東海第二	火災感知器	2023.04.07	同上	2023.05.23 の審査会合で、火災感知器等の設置に係る基本的な考え方を聴取。実際の火災区域・区画における具体的な設置方針について、今後の審査会合で確認する。

1-2. バックフィット (保安規定)

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	柏崎刈羽	原子炉建屋の水素防護対策	2023.03.08	BWRの原子炉建屋の水素防護対策に関する基準改正に伴い、格納容器ベントに係る手順等を変更。	2023.04.27 の審査会合で、概要を聴取。格納容器ベントに係る手順等を確認中。
2	女川2	同上	2023.03.08	同上	2023.04.27 の審査会合で、概要を聴取。格納容器ベントに係る手順等を確認中。 2023.06.16 に現地調査を実施。
3	東海第二	同上	2023.06.23*	同上	申請内容の確認中。

\*2014.05.20の本体施設に係る保安規定変更認可申請について、2023.06.23に原子炉建屋の水素防護対策に関する変更を含む補正がなされた。

2-1. 個別案件 (許可)

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	玄海3・4	高燃焼度燃料導入 (55Gwd/t)	2022.12.28	4号炉において、取替燃料として燃料集合体最高燃焼度が55Gwd/tの高燃焼度燃料を導入。	2023.04.18 の審査会合で対象となる基準規則条文の整理状況を、2023.06.08 の審査会合で技術的能力を確認。対象となる基準規則条文について、今後の審査会合で確認する。
2	柏崎刈羽6・7	特定重大事故等対処施設の構造変更	2023.03.14	特定重大事故等対処施設の一部の構造の変更。	2023.05.30 の審査会合で、これまでの会合の指摘事項に対し一通りの回答がなされたことを確認済み。審査結果の取りまとめ中。
3	高浜1・2・3・4	蒸気発生器取替工事等	2023.04.25	3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替え、取替えた蒸気発生器を保管する蒸気発生器保管庫の設置並びに一次系大型機器等の点検等を行う保守点検建屋の設置。	2023.06.15 の審査会合で、概要を聴取。個別の要求事項への適合性について、今後の審査会合で確認する。
4	女川2	所内常設直流電源設備(3系統目)の設置等	2023.07.04	所内常設直流電源設備(3系統目)の設置及び固体廃棄物処理系固化設備の固化材の変更。	申請内容の確認中。

2-2. 個別案件 (設工認)

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	玄海3	化学体積制御設備弁・配管改造工事	2022.11.09	2012.02.09 に認可した工事計画(化学体積制御設備の主要弁及び主配管の改造)について、新規基準施行以降に追加・変更した要求事項を反映。	2023.05.26 に認可。
2	高浜1・2	使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等	2022.12.23	使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等に伴う設計の変更。	2023.06.20 までの審査会合で、臨界防止の判定等に係る指摘事項について確認。今後提出される資料について、引き続き確認する。
3	高浜3・4	高感度型主蒸気管モニタ改造工事	2022.12.23	放射線管理施設プロセスモニタリング設備のうち高感度型主蒸気管モニタについて、検出器変更による改造。	2023.06.30 に認可。
4	大飯3・4	同上	2022.12.23	同上	2023.06.30 に認可。
5	玄海3	MOX燃料体に係る要目表の追加等	2023.01.13	MOX燃料体に係る要目表を追加するとともに、関連する基本設計方針並びに適用基準及び適用規格を変更。	2023.04.04 の審査会合で、概要を聴取。燃料に含有される不純物の規定値の変更による寸法安定性への影響等について、今後の審査会合で確認する。

6	女川2	残留熱除去設備弁体取替工事等	2023.03.06	残留熱除去設備の主要弁の弁体取替工事等の変更。	2023.04.13の審査会合で、概要を聴取。審査結果の取りまとめ中。
7	美浜3	火災防護における系統分離対策の変更	2023.03.31	原子力規制検査を踏まえた、火災防護設備の基本設計方針における系統分離対策の変更。	2023.05.12に認可。
8	高浜1・2	同上	2023.03.31	同上	2023.05.12に認可。
9	高浜3・4	同上	2023.03.31	同上	2023.05.12に認可。
10	大飯3・4	同上	2023.03.31	同上	2023.05.12に認可。
11	東海第二	火災防護設備用ハロンボンベ等の設置場所変更等	2023.04.07	火災防護設備用ハロンボンベ等の設置場所等を変更。	2023.05.11の審査会合で、申請内容を概ね確認済みであり、2023.06.09及び06.30に補正を受理。審査結果の取りまとめ中。
12	玄海3・4	火災防護における系統分離対策の実施に伴う変更	2023.05.31	原子力規制検査を踏まえた、火災防護設備の基本設計方針における系統分離対策の変更。	申請内容の確認中。
13	川内1・2	同上	2023.05.31	同上	同上

### 2-3. 個別案件（保安規定）

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	高浜	使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等	2022.12.23	使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等に伴う運用の変更。	2023.02.16の審査会合で、概要を聴取。設工認と合わせて、申請内容の確認中。
2	玄海	組織体制の変更	2023.01.20	原子力総括部門の廃止及び原子燃料部門の原子力発電本部への統合に伴う変更。	2023.06.22に認可。
3	川内	同上	2023.01.20	同上	2023.06.22に認可。
4	浜岡	組織改正・受動形個人線量計の導入	2023.02.21	組織改定に伴い、関係する条文を変更。2023.10.01施行の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の改正に伴い、外部被ばく線量評価に用いる線量計を電子式線量計からガラスバッジへ変更。	2023.06.01に認可。
5	志賀	組織改正	2023.02.28	組織改正に伴い、関係する条文を変更。	2023.05.22に認可。
6	美浜	火災防護における系統分離対策の実施に伴う変更	2023.03.31	原子力規制検査を踏まえた、火災防護における系統分離対策の実施に伴う変更。	2023.05.17に認可。
7	高浜	同上	2023.03.31	同上	同上
8	大飯	同上	2023.03.31	同上	同上
9	高浜	バーナブルポイズンの保管場所の変更	2023.04.03	使用済燃料ピットに保管してある減容したバーナブルポイズンを、B蒸気発生器保管庫に運搬し貯蔵することに伴う変更。	2023.05.23までの審査会合で、申請内容を概ね確認済み。2023.06.22に補正を受理。審査結果の取りまとめ中。
10	川内	受電系統の変更	2023.04.12	電力系統のルート及び回線数の増強の工事に伴う、外部電源に係る運転制限等の変更。	申請内容の確認中。
11	玄海	火災防護における系統分離対策の実施に伴う変更	2023.05.31	原子力規制検査を踏まえた、火災防護における系統分離対策の実施に伴う変更。	同上
12	川内	同上	2023.05.31	同上	同上
13	浜岡	廃止措置計画変更認可申請書の反映	2023.06.19	2023.03.13に申請された廃止措置計画変更認可申請書（原子炉領域の解体撤去工程の変更及び原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更等）の反映による変更。	同上
14	東海	東海第二発電所の新規制基準への適合に当たり必要な事項の変更	2023.06.23	東海第二発電所の竜巻対策等の新規制基準対応のため、東海発電所において対応が必要な事項の変更。	同上

### 3-1. 高経年化対策（運転延長認可）

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	川内1・2	—	2022.10.12	運転開始後60年までの運転期間の延長のための、特別点検、経年劣化評価の実施及び20年間の施設管理方針の策定。	2023.06.01の審査会合で、コンクリート構造物等の劣化評価等についての説明を聴取。 2023.04.05-07に現地調査・現地確認（第1回：特別点検関連）を、2023.06.26-28に現地確認（第2回：各劣化事象関連）を実施。 各劣化事象の評価結果等について、今後の審査会合で確認する。
2	高浜3・4	二	2023.4.25	同上	2023.06.01の審査会合で、概要を聴取。各劣化事象の評価結果等について、今後の審査会合で確認する。

### 3-2. 高経年化対策（保安規定変更認可）

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	島根2	30年目	2018.02.07	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施及び長期施設管理方針の策定。	2023.05.11の審査会合で、補正の概要等について聴取。今後、新規制基準に基づく設工認の最終的な反映のための補正が提出される予定。

2	志賀 1	30年目(冷温停止維持のみ)	2022.07.25	冷温停止を前提とした原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施及び長期施設管理方針の策定。	2023.01.19 までの審査会合で、申請内容を概ね確認済み。2023.04.26-28 に現地確認を実施。 2023.06.14 に補正を受理。審査結果を取りまとめ中。
3	浜岡 4	同上	2022.07.29	同上	2023.05.11 までの審査会合で、申請内容を確認。2023.06.07-09 に現地確認を実施。 2023.06.19 に耐震評価に係る補正を受理。補正内容等について、今後の審査会合で確認する。
4	柏崎刈羽 3	同上	2022.08.09	同上	2023.04.25 までの審査会合で、申請内容を概ね確認済み。2022.12.08-09 に現地確認を実施。 2023.05.31 に補正を受理。審査結果の取りまとめ中。
5	川内 1・2	40年目	2022.10.12	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施及び長期施設管理方針の変更。	3-1. No.1 を参照。
6	玄海 3	30年目	2023.03.13	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施及び長期施設管理方針の策定。	2023.04.20 の審査会合で、概要を聴取。各劣化事象の評価結果等について、今後の審査会合で確認する。
7	高浜 3・4	40年目	2023.4.25	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施及び長期施設管理方針の変更。	3-1. No.2 を参照。

#### 4. 廃止措置計画

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	玄海 1・2	—	2022.12.28	使用済燃料の崩壊熱の減少に伴い、使用済燃料ピット水浄化冷却設備の機能等を変更。	2023.05.18 までの審査会合で、申請内容を概ね確認済み。審査結果の取りまとめ中。
2	浜岡 1・2	—	2023.03.13	原子炉領域の解体撤去工程、原子炉領域周辺設備の解体撤去計画、廃止措置計画第三段階への移行時期、廃棄物の保管場所等を変更。	2023.05.18 の審査会合で、概要を聴取。解体の方法の変更、解体撤去物の保管区域の追加による被ばく評価への影響等について、今後の審査会合で確認する。

#### 5-1. 型式証明

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	GNS Gesellschaft für Nuklear-Service mbH	特定兼用キャスク	2021.03.12	PWR、CASTOR® geo26JP 型、貯蔵建屋内、縦置き	2023.03.14 に審査チームの指摘事項を文書で手交した後、申請者が臨界、遮蔽等の基準適合性に係る書面審査会合の資料を作成中。今後、資料が提出され次第、事業者に提示する指摘事項等を作成する。
2	日立造船	同上	2021.09.16	PWR、Hitz-P24 型、貯蔵建屋内、縦置き	2023.05.11 までの審査会合で、申請内容を概ね確認済み。2023.06.23 に補正を受理。 審査結果の取りまとめ中。
3	日立造船	同上	2022.07.29	BWR、Hitz-B69 型、貯蔵建屋内、横置き	2023.05.11 までの審査会合で、外部事象(地震・津波・竜巻)に係る基準適合性について聴取。今後の審査会合で、これまでの指摘事項に対する回答を確認する。
4	トランスニュークリア	同上	2022.12.23	PWR、TK-26 型、貯蔵建屋内、縦置き	2023.06.22 までの審査会合で、臨界防止・遮蔽・除熱・閉じ込め等に係る基準適合性について聴取。今後の審査会合で外部事象(地震・津波・竜巻)等について確認する。
5	三菱重工業	同上	2022.12.28	PWR、MSF-28P 型、貯蔵建屋内、横置き/縦置き	2023.06.22 までの審査会合で、臨界防止・遮蔽・除熱・閉じ込め等に係る基準適合性について聴取。今後の審査会合で、外部事象(地震・津波・竜巻)等について確認する。
6	三菱重工業	同上	2022.12.28	BWR、MSF-76B 型、貯蔵建屋内、横置き	同上
7	グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	燃料体	2023.01.12	BWR 用 10×10 燃料体	2023.04.20 の審査会合で、概要を聴取。今後、適合性の確認が必要となる基準規則条文、機械設計の内容等について確認する。

#### 5-2. 型式指定

No	プラント	案件	申請日	概要	状況
1	三菱重工業	特定兼用キャスク	2022.07.13	PWR、MSF-24P (S) 型、貯蔵建屋内、横置き	2023.05.31 に型式を指定。

※2023.04.05 以降に申請された審査案件を下線で示す。